

令和8年3月 中途加入のご案内

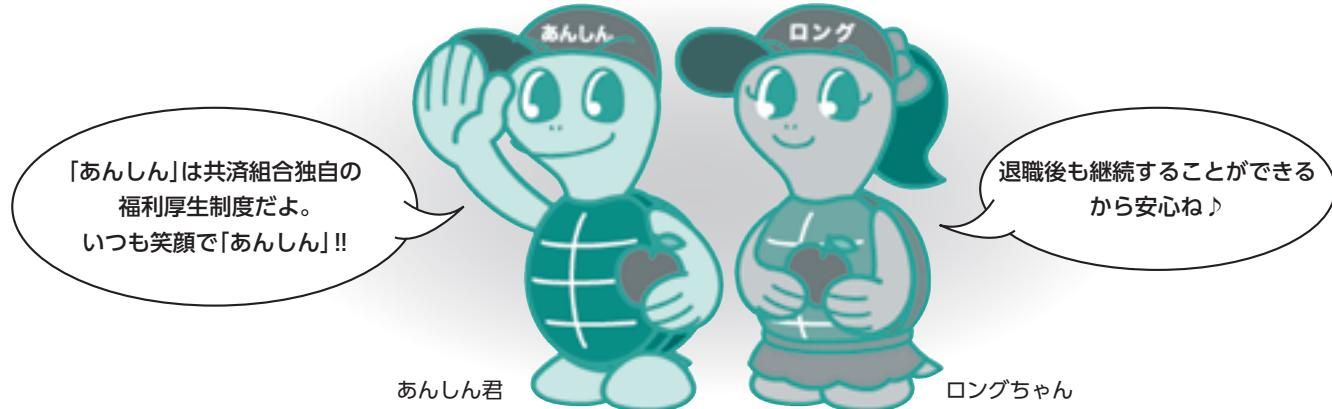
制度発足
23年目

青森県市町村職員共済組合

●公的年金(遺族年金または障害年金)補完制度

ファミリーサポート「あんしん」

ファミリーサポート「あんしん」は
青森県市町村職員共済組合の福祉事業の一環として運営している
共済組合員同士の助け合いの制度です！



保険期間中の脱退はできません。

新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認いただき、内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。



●【契約概要】・【注意喚起情報】はP7~13に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
※「あんしん」ロングについてはP15・16をご覧ください。

申込締切日 | 令和7年12月22日(月)

責任開始期
(加入日) | 令和8年3月1日(日)

[契約者] 青森県市町村職員共済組合

[事務取扱] 有限会社 アップルパレス

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万ーの備え

基本制度



病気・ケガへの備え



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者については、本人の加入が条件です。(配偶者のみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者も同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者は同時に脱退となります。

商品の名称

「あんしん」

年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】

商品の特長

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)

本 人

共済組合員で、14歳6ヶ月を超える79歳6ヶ月までの方

配偶者

満18歳以上79歳6ヶ月までの方

こども

(ご加入いただけません)

[年齢は令和7年11月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

はじめに

掲載ページ

契約概要

注意喚起情報

P.17

契約概要・注意喚起情報(「あんしん」ロング)

「あんしん」

「あんしん」ロング

治療費支援型

傷害総合型

ご注意いただきたいこと

P.21

P.27

P.31

「あんしん」ロング

年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)

ご加入いただけ方についてはP25をご覧ください。

はじめに

掲載ページ

契約概要

注意喚起情報

P.17

契約概要・注意喚起情報(「あんしん」ロング)

「あんしん」

「あんしん」ロング

治療費支援型

傷害総合型

ご注意いただきたいこと

治療費支援型

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。

共済組合員で、14歳6ヶ月を超える69歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)

満18歳以上69歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)

(ご加入いただけません)

[年齢は令和7年11月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

はじめに

掲載ページ

契約概要

注意喚起情報

P.17

契約概要・注意喚起情報(「あんしん」ロング)

「あんしん」

「あんしん」ロング

治療費支援型

傷害総合型

ご注意いただきたいこと

傷害総合型

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付弁護士費用補償特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

共済組合員で、14歳6ヶ月を超える79歳6ヶ月までの方^{注*}満18歳以上79歳6ヶ月までの方^{注*}

(ご加入いただけません)

[年齢は令和7年11月1日現在の満年齢です。]

はじめに

掲載ページ

契約概要

注意喚起情報

P.17

契約概要・注意喚起情報(「あんしん」ロング)

「あんしん」

「あんしん」ロング

治療費支援型

傷害総合型

ご注意いただきたいこと

※「あんしん」ロングについてはP25加入資格をご覧ください。



ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.10

その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者については、本人の加入が条件です。(配偶者のみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者も同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者は同時に脱退となります。

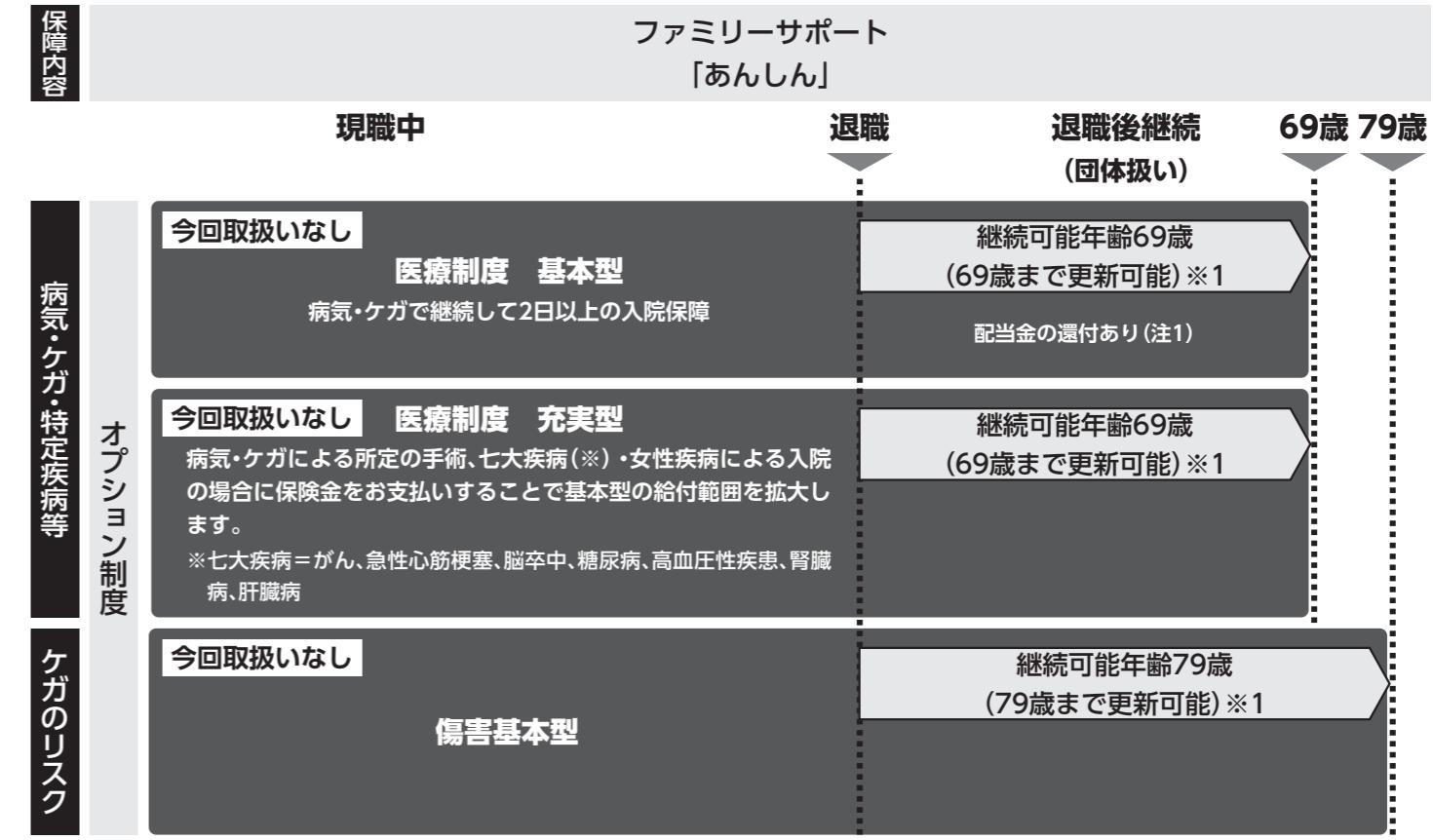
注●: ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

退職後の取扱いについて

●79歳まで口座引き落としで団体扱いとして継続が可能です。

退職後継続(団体扱い)満了時までファミリーサポート「あんしん」にご加入の方は、退職後も加入保険金額の範囲内で、原則無診査・告知内容の確認なしで継続することができます。

※詳細は別途配布の正規パンフレットをご参照願います。



(注1)この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。ただし、今回は8カ月で収支計算を行います。なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算によって決定されます。

※充実型・治療費支援型・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)・長期療養型・傷害基本型・傷害総合型には配当金はありません。

(注2)所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

※1 「あんしん」、「あんしん」ロング、基本型、充実型、治療費支援型、重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)、短期療養型、長期療養型、傷害基本型、傷害総合型の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

精神的支援・ガイダンス

残されたご家族の不安は…

当面の不安

- ①女手ひとつで途方にくれた。
- ②死後、1~2カ月間は何も手につかなかった。
- ③当座は日に日に不安が増していく。
- ④いろいろな給付は支払いのつど、バラバラに知らされ、手続きも難しくイライラと不安の4カ月だった。

疎外感

- ①社会のことが伝わってこない気がして自分が取り残された気がする。
- ②相談相手がない。
- ③車購入の時、無職と書いて、「現金でなければ」と言われた。



健 康

- ①自分の健康が不安。
- ②両親が病気になったときを考えると不安が大きい。

資産管理

- ①財産の運用の相談にのってくれる人がいない。

生 計

- ①予想外の一時金(退職金・保険金)が残ったが、日が経つにつれ将来の不安が増す。
- ②40歳を過ぎての就職活動は大変難しい。
- ③団地住まいも公的年金がみんな家賃に消えていく感じ。



共済組合からの主なサービス内容

- 【ライフガイド】【家計収支推移表】を発行し、今後のライフプラン設定など生活に役立つ情報をご提供します。
- ご遺族向け相談ダイヤル「MY生活応援ネット」にて24時間健康・医療相談、メンタルヘルス相談と、FP相談を行います。

＜ライフガイド＞

- I. 遺族が受けられる給付
(一時金の給付、年金の給付、遺族・遺児育英年金、他)
- II. 公的に必要な手続き
(年金、健康保険、相続税、確定申告、他)
- III. 生活ガイド
(税金、住宅、就業、貸し付け、手続きチェックリスト)

＜家計収支推移表＞

- ご遺族のライフサイクルに合わせた将来の支出予測
- 公的遺族年金を中心とした将来にわたっての収入予測

MY生活応援ネットのご案内

万一のことがあった場合、残されたご家族の当面の不安を少しでも軽減できるよう保険金お支払日より3年間にわたり、以下のサービスがご利用いただけます。

1 24時間ご相談サービス

健康に関する不安や心配を年中無休・24時間フリーダイヤルでご相談いただけます。

①電話相談

健康・医療・介護、メンタルヘルス、障がいなどの相談を、保健医療の専門家が24時間・年中無休体制で相談に応じ、わかりやすくアドバイスします。

②相談内容

- ・応急処置、夜間救急相談
- ・妊娠・出産・育児
- ・医療機関案内

2 FP相談サービス (フリーダイヤル／面談)

相続やライフプランについて専門家がご遺族の疑問・相談に回答いたします。

①電話相談

FP技能士、CFP資格取得者が相続・資産管理・将来の生活設計などに対する疑問にお答えします。

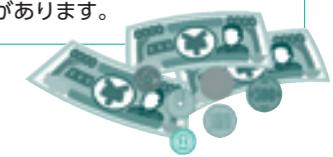
- 電話相談時間は月～金曜
(祝日・年末年始を除く)：10時～18時

②面談相談

電話予約をしていただき、専門家が面談による相談を実施いたします。

- 相談料は初回は時間に関係なく8,000円。2回目以降は1時間あたり8,000円です。

※税金に関する事項は、一般的な説明に限らせていただきます。税額の試算等具体的な税務相談が必要なケースでは、税務署の電話相談サービスへのご案内をさせていただく場合があります。



※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは「あんしん」・傷害総合型・治療費支援型について記載しております。
「あんしん」ロングについてはP15・16をご覧ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

「あんしん」

P.17

治療費支援型

P.27

傷害総合型

P.31

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します。(初回は令和8年3月給与分より)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

「あんしん」

「あんしん」は、1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

〔「あんしん」〕〔治療費支援型〕

明治安田生命保険相互会社

〔傷害総合型〕

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは「あんしん」・傷害総合型・治療費支援型について記載しております。
「あんしん」ロングについてはP15・16をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、
お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

責任開始期(加入日)

病気・ケガ

入院



お支払対象外

解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.34

補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.41

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【「あんしん」・治療費支援型】

STEP1・2へお進みください。

【傷害総合型】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1 まずは「申込日(告知日)現在」の

就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに

過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者

「あんしん」

治療費支援型

過去12カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去2年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気につかかったことはありません。
(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

<「あんしん」・治療費支援型の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。

- 高度障害保険金・給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき

保障はありません

新規加入した分の
保障があります

申込日
(申込書を記入・提出した日)

責任開始期(加入日)

既に加入している保障額を増やしたとき(増額したとき)

増額分の保障
はありません

既に加入している分の保障に加え
増額分の保障があります

既に加入している分の保障

保険期間

増額分の保障

保険期間

申込日
(増額分の申込み)

増額分の責任開始期(加入日)

注意喚起情報

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度).....

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等.....

●指定紛争解決機関

- この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。

●生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。P.43

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。P.11

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

「あんしん」ロング(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容になっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
新・団体定期保険	P25	P21	P21	P25

③ 配当金

新・団体定期保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

新・団体定期保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、そのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

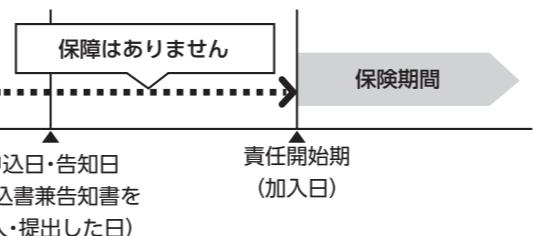
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

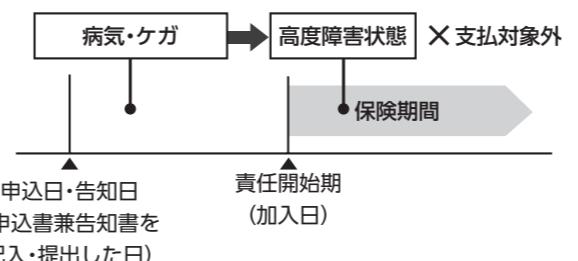


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

新・団体定期保険 P26

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

明治安田生命保険相互会社

北海道・東北公法人部北東北法人営業部

ご照会窓口 019-654-1093

受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社

団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。



「あんしん」は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年3月1日(日)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** 退職後も79歳まで継続できます

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

(ただし、今回は8カ月で収支計算します。)

本 人					
申込 コース	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき			障害年金1級、2級のとき	
	年金原資 【死亡・高度障害・障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	【障害初期給付金】 (万円)
J	1,000	15	5.8	1,060	100.0
G	590	5	9.9	595	59.0
M	415	5	6.9	419	41.5
S	200	3	5.5	200	20.0
T	100	3	2.7	100	10.0

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項

- ご注意**
- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
 - 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
 - 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
 - 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
 - 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
 - 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
 - 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

申込 金額(万円)	配偶者 死亡・高度障害のとき		
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)
1,000	1,000	10	8.6
800	800	10	6.9
600	600	7	7.2
400	400	5	6.7
100	100	3	2.7

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
●高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。

- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.34**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.35**

保険料

●保険料 (単位:円)

- 記載の保険料は正規保険料です。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人										
申込コース	性別	月払保険料(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		15~35歳 (H2.5.2 H23.5.1)	36~40歳 (S60.5.2 H2.5.1)	41~45歳 (S55.5.2 S60.5.1)	46~50歳 (S50.5.2 S55.5.1)	51~55歳 (S45.5.2 S50.5.1)	56~60歳 (S40.5.2 S45.5.1)	61~64歳 (S36.5.2 S40.5.1)	65歳 (S35.5.2 S36.5.1)	66~70歳 (S30.5.2 S35.5.1)
J	男性	870	1,140	1,520	2,190	3,340	5,080	7,740	7,130	10,590
	女性	620	1,010	1,180	1,670	2,350	3,130	4,190	3,770	5,100
G	男性	513	672	897	1,293	1,970	2,998	4,567	4,207	6,248
	女性	366	596	696	985	1,386	1,846	2,472	2,224	3,009
M	男性	361	474	631	909	1,386	2,108	3,212	2,959	4,395
	女性	257	419	490	693	975	1,299	1,739	1,565	2,117
S	男性	174	228	304	438	668	1,016	1,548	1,426	2,118
	女性	124	202	236	334	470	626	838	754	1,020
T	男性	87	114	152	219	334	508	774	713	1,059
	女性	62	101	118	167	235	313	419	377	510

配偶者										
申込金額(万円)	性別	月払保険料(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		18~35歳 (H2.5.2 H20.5.1)	36~40歳 (S60.5.2 H2.5.1)	41~45歳 (S55.5.2 S60.5.1)	46~50歳 (S50.5.2 S55.5.1)	51~55歳 (S45.5.2 S50.5.1)	56~60歳 (S40.5.2 S45.5.1)	61~65歳 (S35.5.2 S40.5.1)	66~70歳 (S30.5.2 S35.5.1)	71歳 (S29.5.2 S30.5.1)
1,000	男性	760	970	1,320	1,940	2,980	4,550	7,130	10,590	13,880
	女性	490	830	1,000	1,470	2,080	2,770	3,770	5,100	6,770
800	男性	608	776	1,056	1,552	2,384	3,640	5,704	8,472	11,104
	女性	392	664	800	1,176	1,664	2,216	3,016	4,080	5,416
600	男性	456	582	792	1,164	1,788	2,730	4,278	6,354	8,328
	女性	294	498	600	882	1,248	1,662	2,262	3,060	4,062
400	男性	304	388	528	776	1,192	1,820	2,852	4,236	5,552
	女性	196	332	400	588	832	1,108	1,508	2,040	2,708
100	男性	76	97	132	194	298	455	713	1,059	1,388
	女性	49	83	100	147	208	277	377	510	677

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

本人									
月払保険料(円)									
年齢【保険年齢】(生年月日)									
71歳 (S29.5.2 S30.5.1)	72歳 (S28.5.2 S29.5.1)	73歳 (S27.5.2 S28.5.1)	74歳 (S26.5.2 S27.5.1)	75歳 (S25.5.2 S26.5.1)	76歳 (S24.5.2 S25.5.1)	77歳 (S23.5.2 S24.5.1)	78歳 (S22.5.2 S23.5.1)	79歳 (S21.5.2 S22.5.1)	
13,880	15,370	17,080	19,070	21,420	24,190	27,470	31,330	35,780	
6,770	7,550	8,470	9,470	10,570	11,810	13,250	14,990	17,090	
8,189	9,068	10,077	11,251	12,638	14,272	16,207	18,485	21,110	
3,994	4,455	4,997	5,587	6,236	6,968	7,818	8,844	10,083	
5,760	6,379	7,088	7,914	8,889	10,039	11,400	13,002	14,849	
2,810	3,133	3,515	3,930	4,387	4,901	5,499	6,221	7,092	
2,776	3,074	3,416	3,814	4,284	4,838	5,494	6,266	7,156	
1,354	1,510	1,694	1,894	2,114	2,362	2,650	2,998	3,418	
1,388	1,537	1,708	1,907	2,142	2,419	2,747	3,133	3,578	
677	755	847	947	1,057	1,181	1,325	1,499	1,709	

配偶者							
月払保険料(円)							
年齢【保険年齢】(生年月日)							
72歳 (S28.5.2 S29.5.1)	73歳 (S27.5.2 S28.5.1)	74歳 (S26.5.2 S27.5.1)	75歳 (S25.5.2 S26.5.1)	76歳 (S24.5.2 S25.5.1)	77歳 (S23.5.2 S24.5.1)	78歳 (S22.5.2 S23.5.1)	79歳 (S21.5.2 S22.5.1)
15,370	17,080	19,070	21,420	24,190	27,470	31,330	35,780
7,550	8,470	9,470	10,570	11,810	13,250	14,990	17,090
12,296	13,664	15,256	17,136	19,352	21,976	25,064	28,624
6,040	6,776	7,576	8,456	9,448	10,600	11,992	13,672
9,222	10,248	11,442	12,852	14,514	16,482	18,798	21,468
4,530	5,082	5,682	6,342	7,086	7,950	8,994	10,254
6,148	6,832	7,628	8,568	9,676	10,988	12,532	14,312
3,020	3,388	3,788	4,228	4,724	5,300	5,996	6,836
1,537	1,708	1,907	2,142	2,419	2,747	3,133	3,578
755	847	947	1,057	1,181	1,325	1,499	1,709

「あんしん」ロング



意向確認
ご加入前の
ご確認

「あんしん」ロングは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年3月1日(日)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** 「あんしん」とセットでのご加入となります
退職後も79歳まで継続できます

「あんしん」ロングの内容

「あんしん」ロング設置の背景

社会保険制度の改定による退職後保障の必要性或いは労働法制(勤務体系)の改定による雇用延長など組合員を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、組合員の生活実態に適した支払を実現する為「あんしん」ロングを設置し、より一層の内容の拡充を図っております。



保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

(ただし、今回は8ヶ月で収支計算します。)

本 人				
申込コース	死亡・高度障害のとき			
	月額給付			
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)
U	1,543	10	13.3	1,597
X	900	5	15.1	909
V	590	5	9.9	595
W	295	5	4.9	297
Z	180	3	5.0	180
Y	100	3	2.7	100

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

※半年払保険部分(ボーナス給付)への中途加入はお取扱いできません。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

申込コース	配偶者			
	死亡・高度障害のとき			
	月額給付			
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)
500	500	5	8.4	505
200	200	5	3.3	202
100	100	-	-	-

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

年金払特約について

- 年金の種類と型
 - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。(定額型確定年金または、1%～7%の単利遞増型確定年金)
- 配当金
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の賃増に充当します。
- 年金受取人
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 年金のお支払い
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
- 年金払の対象となる保険金
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
 - 新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金基金が50万円未満となるとき、また年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

お支払いに関する重要事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。P.25～26

「あんしん」ロング

保険料

●保険料 (単位:円)

・記載の保険料は正規保険料です。

本人										
申込コース	性別	月払保険料(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		15~35歳 (H2.5.2 ↓ H23.5.1)	36~40歳 (S60.5.2 ↓ H2.5.1)	41~45歳 (S55.5.2 ↓ S60.5.1)	46~50歳 (S50.5.2 ↓ S55.5.1)	51~55歳 (S45.5.2 ↓ S50.5.1)	56~60歳 (S40.5.2 ↓ S45.5.1)	61~65歳 (S35.5.2 ↓ S40.5.1)	66~70歳 (S30.5.2 ↓ S35.5.1)	71歳 (S29.5.2 ↓ S30.5.1)
U	男性	1,173	1,497	2,037	2,993	4,598	7,021	11,002	16,340	21,417
	女性	756	1,281	1,543	2,268	3,209	4,274	5,817	7,869	10,446
X	男性	684	873	1,188	1,746	2,682	4,095	6,417	9,531	12,492
	女性	441	747	900	1,323	1,872	2,493	3,393	4,590	6,093
V	男性	448	572	779	1,145	1,758	2,685	4,207	6,248	8,189
	女性	289	490	590	867	1,227	1,634	2,224	3,009	3,994
W	男性	224	286	389	572	879	1,342	2,103	3,124	4,095
	女性	145	245	295	434	614	817	1,112	1,505	1,997
Z	男性	137	175	238	349	536	819	1,283	1,906	2,498
	女性	88	149	180	265	374	499	679	918	1,219
Y	男性	76	97	132	194	298	455	713	1,059	1,388
	女性	49	83	100	147	208	277	377	510	677

配偶者										
申込金額(万円)	性別	月払保険料(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		18~35歳 (H2.5.2 ↓ H20.5.1)	36~40歳 (S60.5.2 ↓ H2.5.1)	41~45歳 (S55.5.2 ↓ S60.5.1)	46~50歳 (S50.5.2 ↓ S55.5.1)	51~55歳 (S45.5.2 ↓ S50.5.1)	56~60歳 (S40.5.2 ↓ S45.5.1)	61~65歳 (S35.5.2 ↓ S40.5.1)	66~70歳 (S30.5.2 ↓ S35.5.1)	71歳 (S29.5.2 ↓ S30.5.1)
500	男性	380	485	660	970	1,490	2,275	3,565	5,295	6,940
	女性	245	415	500	735	1,040	1,385	1,885	2,550	3,385
200	男性	152	194	264	388	596	910	1,426	2,118	2,776
	女性	98	166	200	294	416	554	754	1,020	1,354
100	男性	76	97	132	194	298	455	713	1,059	1,388
	女性	49	83	100	147	208	277	377	510	677

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和7年11月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。

本人							
月払保険料(円)							
年齢【保険年齢】(生年月日)							
72歳 (S28.5.2 ↓ S29.5.1)	73歳 (S27.5.2 ↓ S28.5.1)	74歳 (S26.5.2 ↓ S27.5.1)	75歳 (S25.5.2 ↓ S26.5.1)	76歳 (S24.5.2 ↓ S25.5.1)	77歳 (S23.5.2 ↓ S24.5.1)	78歳 (S22.5.2 ↓ S23.5.1)	79歳 (S21.5.2 ↓ S22.5.1)
23,716	26,354	29,425	33,051	37,325	42,386	48,342	55,209
11,650	13,069	14,612	16,310	18,223	20,445	23,130	26,370
13,833	15,372	17,163	19,278	21,771	24,723	28,197	32,202
6,795	7,623	8,523	9,513	10,629	11,925	13,491	15,381
9,068	10,077	11,251	12,638	14,272	16,207	18,485	21,110
4,455	4,997	5,587	6,236	6,968	7,818	8,844	10,083
4,534	5,039	5,626	6,319	7,136	8,104	9,242	10,555
2,227	2,499	2,794	3,118	3,484	3,909	4,422	5,042
2,767	3,074	3,433	3,856	4,354	4,945	5,639	6,440
1,359	1,525	1,705	1,903	2,126	2,385	2,698	3,076
1,537	1,708	1,907	2,142	2,419	2,747	3,133	3,578
755	847	947	1,057	1,181	1,325	1,499	1,709

配偶者							
月払保険料(円)							
年齢【保険年齢】(生年月日)							
72歳 (S28.5.2 ↓ S29.5.1)	73歳 (S27.5.2 ↓ S28.5.1)	74歳 (S26.5.2 ↓ S27.5.1)	75歳 (S25.5.2 ↓ S26.5.1)	76歳 (S24.5.2 ↓ S25.5.1)	77歳 (S23.5.2 ↓ S24.5.1)	78歳 (S22.5.2 ↓ S23.5.1)	79歳 (S21.5.2 ↓ S22.5.1)
7,685	8,540	9,535	10,710	12,095	13,735	15,665	17,890
3,775	4,235	4,735	5,285	5,905	6,625	7,495	8,545
3,074	3,416	3,814	4,284	4,838	5,494	6,266	7,156
1,510	1,694	1,894	2,114	2,362	2,650	2,998	3,418
1,537	1,708	1,907	2,142	2,419	2,747	3,133	3,578
755	847	947	1,057	1,181	1,325	1,499	1,709

お取り扱いについて

本 人…「あんしん」に加入している共済組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年11月1日現在満14歳6ヶ月を 超え、満79歳6ヶ月までの方 配偶者…共済組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年11月1日現在満18歳以上満79歳6ヶ月まで の方 【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制 限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 本人・配偶者共通 【過去12ヶ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヶ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。 〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜 症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフロ ゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
保 険 期 間 ●8ヶ月間(令和8年3月1日～令和8年10月31日)で以後毎年1年ごとに更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険 料の払込が条件となります。
保 険 料 ●毎月の給与から控除します。(初回は令和8年3月給与より)
配 当 金 ●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。(ただし、 今回は8ヶ月で収支計算します) 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
継 続 加 入 の 取 扱 い ●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継 続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続と なります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
申 込 方 法 ●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。
保 険 金 の お 支 払 い 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または 疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合が あります。 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

高度 障 害 高度障害状態とは	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分で はできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
お支払いできな い場合について (解除・免責等)	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできな いことがあります) ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により 解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消 しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応す る部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無 効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力 に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除と なった場合
保 険 会 社 か ら の お 願 い・ご 注意	1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を 絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます) 2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます) <保険金のご請求について> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約 者を経由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について> ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通 知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達 したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更 前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいた しません。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社

治療費支援型



意向確認
ご加入前の
ご確認

治療費支援型は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年3月1日(日)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者**

「あんしん」とセットでのご加入となります
退職後も79歳まで継続できます

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本人・配偶者	
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、 以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円
	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円	
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円
	「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかる費用と同額	

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.38**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.41**

加入取扱いに関するご注意



●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者は同時に特約から脱退となります。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

- 記載の保険料は正規保険料です。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	基本保障		女性	
	男性	女性	男性	女性
15～20歳 (H17.5.2～H23.5.1)	5万円 512	2.5万円 290	5万円 411	2.5万円 240
21～25歳 (H12.5.2～H17.5.1)	5万円 445	2.5万円 256	5万円 585	2.5万円 327
26～30歳 (H7.5.2～H12.5.1)	5万円 454	2.5万円 261	5万円 802	2.5万円 435
31～35歳 (H2.5.2～H7.5.1)	5万円 488	2.5万円 278	5万円 898	2.5万円 483
36～40歳 (S60.5.2～H2.5.1)	5万円 594	2.5万円 332	5万円 884	2.5万円 476
41～45歳 (S55.5.2～S60.5.1)	5万円 729	2.5万円 399	5万円 860	2.5万円 464
46～50歳 (S50.5.2～S55.5.1)	5万円 942	2.5万円 505	5万円 942	2.5万円 505
51～55歳 (S45.5.2～S50.5.1)	5万円 1,217	2.5万円 642	5万円 1,062	2.5万円 565
56～60歳 (S40.5.2～S45.5.1)	5万円 1,656	2.5万円 863	5万円 1,246	2.5万円 657
61～65歳 (S35.5.2～S40.5.1)	5万円 2,231	2.5万円 1,149	5万円 1,545	2.5万円 807
66～69歳 (S31.5.2～S35.5.1)	5万円 2,583	2.5万円 1,326	5万円 1,946	2.5万円 1,007
70歳 (S30.5.2～S31.5.1)	5万円 2,771	2.5万円 1,420	5万円 2,153	2.5万円 1,111
71歳 (S29.5.2～S30.5.1)	5万円 2,878	2.5万円 1,473	5万円 2,260	2.5万円 1,164
72歳 (S28.5.2～S29.5.1)	5万円 2,998	2.5万円 1,534	5万円 2,371	2.5万円 1,220
73歳 (S27.5.2～S28.5.1)	5万円 3,124	2.5万円 1,596	5万円 2,477	2.5万円 1,273
74歳 (S26.5.2～S27.5.1)	5万円 3,269	2.5万円 1,669	5万円 2,588	2.5万円 1,328
75歳 (S25.5.2～S26.5.1)	5万円 3,413	2.5万円 1,741	5万円 2,704	2.5万円 1,386
76歳 (S24.5.2～S25.5.1)	5万円 3,558	2.5万円 1,814	5万円 2,820	2.5万円 1,444

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
77歳 (S23.5.2～S24.5.1)	3,732	1,901	2,960	1,514
78歳 (S22.5.2～S23.5.1)	3,891	1,980	3,085	1,577
79歳 (S21.5.2～S22.5.1)	4,080	2,074	3,230	1,649

治療費支援型給付イメージ

■支援給付金額5万円の場合

入院・治療の種類に応じて支払います

支払事由	給付イメージ	通算限度
先進医療 給付特約	先進医療 による療養を 受けたとき	先進医療の技術に 係る費用と同額
治療支援 給付特約 (支援給付金額 5万円の場合)	外来放射線 治療 給付金 入院を伴わない 放射線治療を 受けたとき	60日の間に1回を限度 5万円 → 無制限
	外来手術 給付金 入院を伴わない 手術を 受けたとき	60日の間に1回を限度 5万円 → 無制限
	入院支援 給付金 1日以上の 入院をしたとき	1入院につき5回を限度 5万円…5万円…5万円…5万円…5万円 入院1日目 31日目 61日目 91日目 121日目 36回

※各給付金のお支払いに関するご注意はP38～39をご確認ください。

※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。

傷害総合型



ケガ・日常生活上の
リスクへの備え

意向確認
ご加入前の
ご確認

傷害総合型は、急激かつ偶然な外來の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年3月1日(日)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** 「あんしん」とセットでのご加入となります
退職後も79歳まで継続できます

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外來の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。
- 日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。
- 国内において、被保険者が被った身体の障害、財物の損壊・盗取、被保険者に発生した人格権侵害^(注*)による精神的苦痛に関する紛争について、弁護士費用等・法律相談費用を負担した場合、保険金をお支払いします。

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、事故担当窓口を通じて明治安田損保へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた明治安田損保が、日本弁護士連合会を通じて弁護士紹介を依頼し、各地の弁護士会がお客さまに弁護士を紹介します。

(注*) 人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。

・保険料は、確定保険料です。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本人 Aコース	配偶者 Bコース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 3,000円	日額 3,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) [手術保険金]	1.5または 3万円	1.5または 3万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,000円	日額 2,000円

補償概要・補償項目	本人 Aコース	配偶者 Bコース
自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合(免責3,000円) [携行品損害保険金]	10万円	10万円
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]	10,000万円 (注▲)	—
国内において、被保険者が被った 身体の障害、財物の損壊・盗取、 被保険者に発生した人格権侵害 (注*)による精神的苦痛に関する 紛争について、弁護士費用等・ 法律相談費用を負担した場合 [弁護士費用等保険金]	300万円 (注○)	—
レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合(免責3,000円以上) [レンタル用品賠償責任保険金]	10万円 (注○)	—
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合(免責1,000円以上) [キャンセル費用保険金]	10万円	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 [救援者費用等保険金]	150万円	150万円
月額保険料	960	800

(注▲) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

・配偶者 **・本人またはその配偶者の同居の親族** **・本人またはその配偶者の別居の未婚の子**
なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注○) 弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。

・配偶者 **・本人またはその配偶者の同居の親族** **・本人またはその配偶者の別居の未婚の子**
なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.35

ご注意いただきたいこと



ご注意

ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	33
保険金・給付金をお支払いできない場合について	34
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	34
「あんしん」	34
傷害総合型	35
治療費支援型	38
その他の	41

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

「あんしん」

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

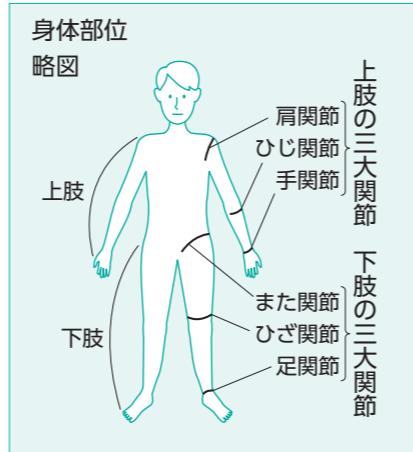
- 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

「あんしん」・傷害総合型・治療費支援型

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注)生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
 - *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(注)生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者による不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - *重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき
 - 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

「あんしん」

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
障害初期給付金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額 (死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

- ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
- ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
- ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。
- ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
 - 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
 - 初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
 - 社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

- 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のすべての指を欠くもの

8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
 11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 13. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害初期給付金の対象となる障害状態とは

- 障害年金2級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)
- 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 - 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
 - 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - そしゃくの機能を欠くもの
 - 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
 - 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
 - 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 1上肢のすべての指を欠くもの
 - 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 1下肢を足関節以上で欠くもの
 - 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
 - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合せください。) 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	被保険者の故意によるとき
障害保険金	契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき
障害初期給付金	戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

傷害総合型

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払する場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額

通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度)(★)
賠償責任保険金 (○)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度)(★) *国内示談交渉サービス付(○)
弁護士費用等・法律相談費用保険金	国内において被保険者に発生した次の原因事故に関する紛争について、弁護士または認定司法書士に委任したことにより被保険者が弁護士費用等を負担した場合または、法律相談をしたことにより法律相談費用を負担した場合 <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が被った身体の障害 ●被保険者の財物の損壊・盗取 ●被保険者に発生した人格権侵害(注*)による精神的苦痛 	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が負担した弁護士費用等の額(1事故1被保険者あたり300万円限度)(★) ●被保険者が負担した法律相談費用の額(1事故1被保険者あたり10万円限度)(★) *いざれの保険金も、法律相談や委任契約締結の前に明治安田損保の事前の同意が必要です。 *お支払金額は当社の定める基準によります。
レンタル用品賠償責任保険金 (○)	日本国内でレンタル業者より賃借(期間6ヶ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に對して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(☆)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度)(★)
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度)(★)
救援者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 <ul style="list-style-type: none"> ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●搜索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸経費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度)(★)

(注*)人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
- 「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- 外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合は、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

ご注意いただきたいこと

①長管骨(注3)または脊柱
 ②長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)
 ③肋(ろつ)骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
 ④頸骨または頸関節。ただし、線副子等で上下頸を一体化に固定した場合に限ります。
 (注1)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等(上下頸を一体化に固定した場合に限ります。)およびハローベストをいいます。
 (注2)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。
 (注3)上肢の上腕骨、桡(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。
 (注4)上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
 ●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
 ●所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
 ●救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
 ●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
 (◎)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
 (◎)：日本国内でお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
 (★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
 (☆)：事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故	
●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき	
・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注)	
・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと	
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと	
・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと	など
入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害
携行品損害保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故

弁護士費用等・法律相談費用保険金	●保険契約者、被保険者の故意または重大な過失により発生した紛争 ●財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化 ●職務遂行に関する紛争および職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関する紛争 ●医療事故による被害 ●被保険者(本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子)の間に発生した紛争、またはこれらの被保険者とその親族との間に発生した紛争 ●自動車事故の被害による紛争 ●騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由による被害に関する紛争	など
レンタル用品賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取 ●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など ●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取 ●レンタル用品の置き忘れ、紛失 ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動の用具 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
キャンセル費用保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に関するサービス ●妊娠・出産・早産・流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
救援者費用等保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による事故 ●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

治療費支援型

■給付金のお支払いについて

●各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上の入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としたい歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

●加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

ご注意いただきたいこと

【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
 - 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含まれません。
 - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
 - 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療
- 上記1～3は隨時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
 - 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
 - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5行コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口腔、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2) 平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、腫部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

その他

補償の重複について

傷害総合型

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約

被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

治療費支援型

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情^(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、給付金のご請求において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

傷害総合型

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

「あんしん」・治療費支援型

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

傷害総合型

事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剩余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

約款規定について

傷害総合型

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sponpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

傷害総合型

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

「あんしん」・治療費支援型

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

傷害総合型

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受損害保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seiho-hogo.jp/>」をご覧ください。
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について ~あなたのご契約内容が登録されます~

治療費支援型

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されます。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社「明治安田生命保険相互会社」が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))

(3)治療給付率 (4)入院給付金額または基準給付金額

(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名

(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関する相互に照会することができます。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

傷害総合型

有限会社アップルパレス
明治安田生命保険相互会社

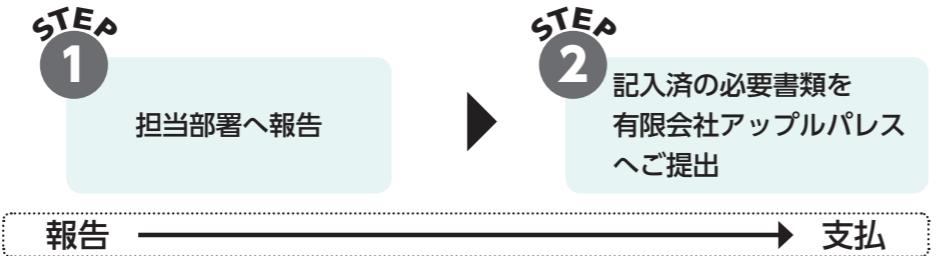
電話番号：0120-723-566
電話番号：019-654-1093

ご注意いただきたいこと

ご請求の流れについて

1 ご請求の流れ

給付事由の発生!!

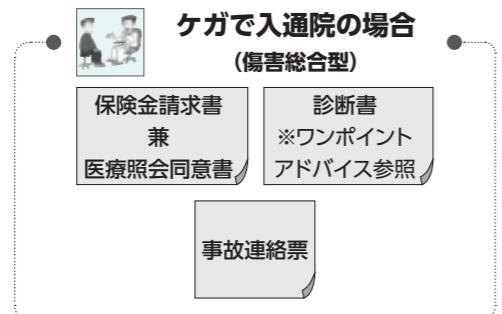
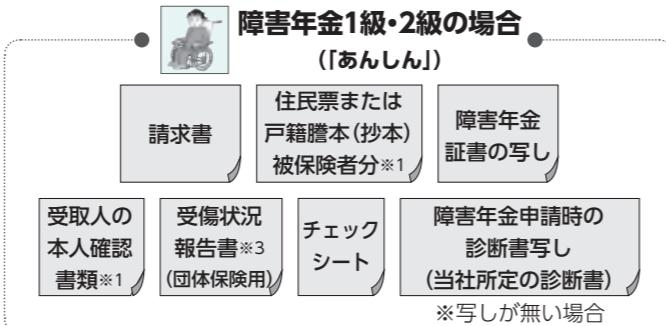
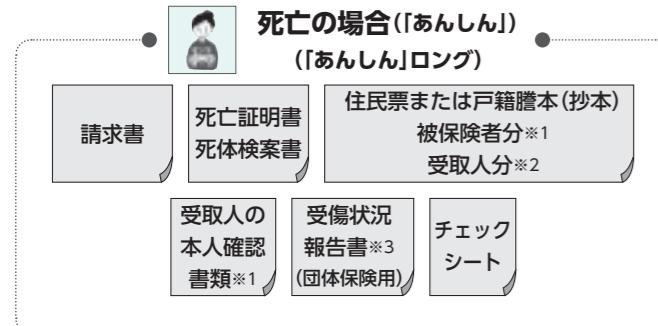


2 必要書類の一例

ポイント

診断書については、原則所定の診断書をご提出ください。

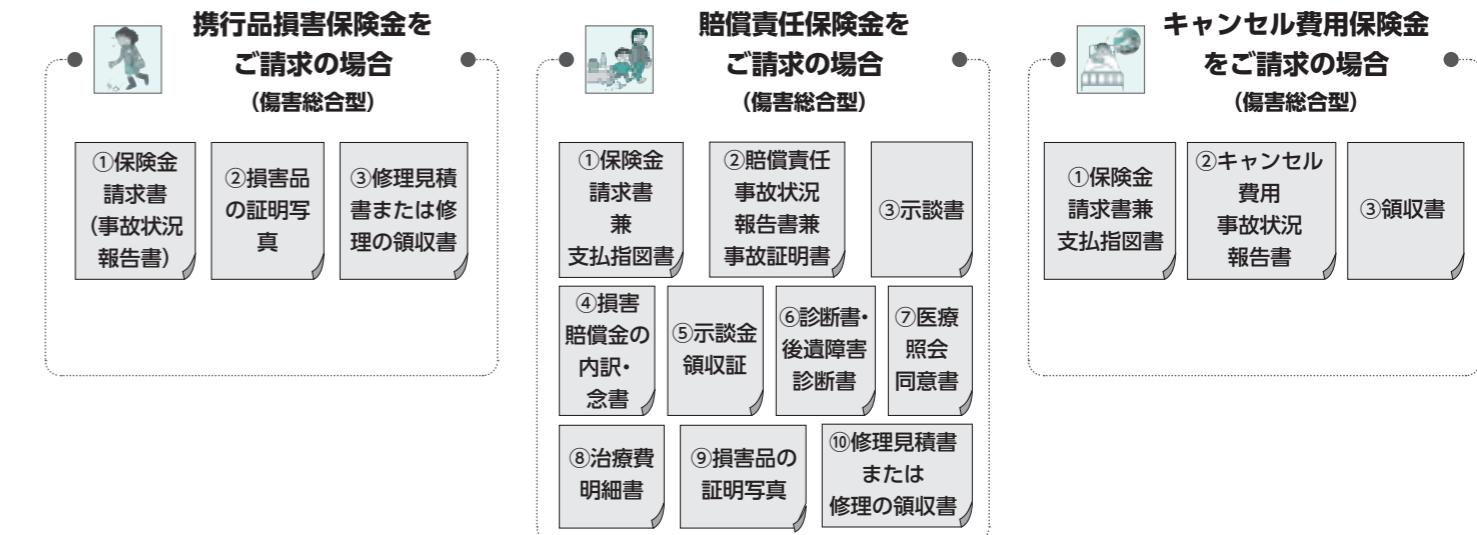
※但し、必要項目が記載されていれば所定外の診断書にて取扱いさせていただきます。



※1 受取人を個人氏名にて指定している場合は省略できます。

※2 請求金額が500万円以下で、受取人を個人氏名にてご指定いただいている場合、省略できます。

※3 死亡保険金、高度障害保険金のご請求でも、受傷状況が不明確な不慮の転落や溺死などの場合には、ご提出いただくことがあります。



【注記】

- ・盗難の場合は、②および③は不要です。(ただし、盗難被害届の受理番号が必要です)
- ・場合によっては、保証書または購入時の領収書、委任状が必要です。

【注記】

- ・対物の場合は、⑥、⑦および⑧は不要です。
- ・対人の場合は、⑨および⑩は不要です。
- ・場合によっては、死亡診断書、戸籍謄本・除籍謄本、休業損害証明書、所得証明書、住民票（健康保険証写し）、委任状、レンタル（賃貸借）用品契約書が必要です。

【注記】

- ・場合によっては、委任状、除籍謄本、診断書、医療照会同意書、罹災証明、被保険者との関係を証明する書類が必要です。

以下の項目全てに該当する場合、診断書の代替として治療状況報告書の使用が可能です。

- ①給付金の請求であるとき
- ②給付金種類に応じた客観資料の添付があるとき
- ③退院後のご請求（入院中や転科入院のときはお取扱いできません）
- ④医療機関でのご入院であるとき（整骨院や接骨院は除く）（注）

（注）柔道整復師法に定める施術所（整骨院や接骨院）は医療機関には該当しません

ワンポイント アドバイス



ちょっと耳よりな年末調整のお話

「生命保険料控除」を活用して年末調整に備えましょう！

一般生命 保険料控除の対象	介護医療 保険料控除の対象	個人年金 保険料控除の対象
<ul style="list-style-type: none">・「あんしん」(注)・「あんしん」ロング	<ul style="list-style-type: none">・「あんしん」 障害特約部分保険料・治療費支援型	なし

(注)「あんしん」の主契約・こども特約部分のみが対象

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。



Memo

Memo

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用注し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き継ぎ契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社: <https://www.meijiyasuda.co.jp/>、明治安田損害保険株式会社: <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

-死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください-

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

ご注意: 今回のご案内は、新規ご加入のご案内です。それぞれの制度について、既にご加入いただいている方のコース(保険金額)変更およびご家族の追加加入のお取り扱いはできませんので、ご注意願います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

有限会社 アップルパレス

0120-723-566

〒030-0802 青森県青森市本町5丁目1-5

受付期間 平日 (土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで

明治安田生命保険相互会社 北海道・東北法人部北東北法人営業部

019-654-1093

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-1-21 共益商事ビル4階

受付期間 平日 (土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで

令和7年度 更新・新規加入のご案内

制度発足
23年目

青森県市町村職員共済組合

●公的年金(遺族年金または障害年金)補完制度

ファミリーサポート「あんしん」

ファミリーサポート「あんしん」は
青森県市町村職員共済組合の福祉事業の一環として運営している
共済組合員同士の助け合いの制度です！

今年度のポイント

①「あんしん」ロングのコース設計を変更いたします！

▶「あんしん」ロングの受取期間を最長30年まで拡大し、万一(死亡・高度障害)のときの必要生活費を必要期間分ご準備できるようにいたします。

②傷害総合型に弁護士費用補償特約が新たに追加されます！

▶今年度より、被保険者が被った身体の障害や財物の損壊・盗取、人格権侵害による精神的苦痛により、被保険者が負担した弁護士費用、法律相談費用を補償できるようになります。

この特約は賠償責任保険金がセットされているコースに自動セットされます。そのため、保険料も変更となりますので、ご確認をお願いします。(自動セットに同意されない場合は手続きが必要です。)

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。

「あんしん」は共済組合独自の
福利厚生制度だよ。
いつも笑顔で「あんしん」!!

あんしん君



退職後も継続することができる
から安心ね♪

ロングちゃん

PR期間中のお問い合わせにつきましては **フリーダイヤル 0120-680-068**

受付期間：令和7年6月17日(火)～8月12日(火) 9:00～17:00 ※土日・祝日除く
※受付期間終了後は、0120-723-566(有)アップルパレスまで

保険期間中の変更及び脱退はできません。変更をご希望の方は申込締切日までに申込書の提出をお願いいたします。

新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認いただき、内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。



- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP9～15に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
- 本パンフレット「健康情報活用商品について」P19～24の内容を必ずご確認ください。

※「あんしん」ロングについてはP17・18をご覧ください。

申込締切日 | **令和7年8月12日(火)**

責任開始期
(加入日) | **令和7年11月1日(土)**

[契約者] 青森県市町村職員共済組合

[事務取扱] 有限会社 アップルパレス

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。 のマークがついている商品は健康情報活用商品です。

万一年の備え



万一年の備え



重い病気への備え



病気・ケガへの備え



就業不能への備え



長期休職への備え

商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方		
		本人	配偶者	子ども
「あんしん」 <small>年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合) 	共済組合員で、14歳6ヶ月を超える79歳6ヶ月までの方	満18歳以上79歳6ヶ月までの方	2歳6ヶ月を超える22歳6ヶ月までの方 ^{注★}
「あんしん」ロング <small>年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合) 	ご加入いただける方についてはP53をご覧ください。		
重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス) <small>健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ※特約の付加により保障内容が異なります。 ●余命6ヶ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約) ●健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。 	共済組合員で、14歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)	満18歳以上65歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)	(ご加入いただけません)
治療費支援型 <small>家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。 	共済組合員で、14歳6ヶ月を超える69歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)	満18歳以上69歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)	2歳6ヶ月を超える22歳6ヶ月までの方 ^{注★}
短期療養型 <small>特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。 	共済組合員で、14歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月(役員は69歳6ヶ月)までの方	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
長期療養型 <small>精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。 	共済組合員で、満15歳以上満64歳以下の方	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)

注★☆は3ページをご確認ください。

はじめに

掲載ページ

契約概要

注意喚起情報

P.25

契約概要・注意喚起情報(「あんしん」ロング)

健康情報活用商品について

「あんしん」

P.41

「あんしん」ロング

重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)

治療費支援型

P.55

短期療養型

長期療養型

傷害総合型

P.65

医療制度

傷害基本型

ご注意いただきたいこと

P.69

P.73

P.73

次ページに続く

商品の名称

傷害総合型

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付弁護士費用補償特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】

商品の特長

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

ご加入いただける方

本人

共済組合員で、14歳6ヶ月を超える79歳6ヶ月までの方^{注●}

配偶者

満18歳以上79歳6ヶ月までの方^{注●}

子ども

2歳6ヶ月を超える22歳6ヶ月までの方^{注●・注●}

[年齢は令和7年11月1日現在の満年齢です。]

医療制度

基本型
短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

<基本型>

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)

共済組合員で、14歳6ヶ月を超える69歳6ヶ月までの方

満18歳以上69歳6ヶ月までの方

2歳6ヶ月を超える22歳6ヶ月までの方^{注●}

[年齢は令和7年11月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

充実型
医療保険【損害保険】

<充実型>

- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保障します。
- 三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乗せして保障します。
- 所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。

共済組合員で、14歳6ヶ月を超える69歳6ヶ月までの方

満18歳以上69歳6ヶ月までの方

(ご加入いただけません)

[年齢は令和7年11月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

傷害基本型

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。

共済組合員で、14歳6ヶ月を超える79歳6ヶ月までの方^{注●}

満18歳以上79歳6ヶ月までの方^{注●}

2歳6ヶ月を超える22歳6ヶ月までの方^{注●・注●}

[年齢は令和7年11月1日現在の満年齢です。]

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもも同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 医療制度<充実型>のみのご加入はできません。医療制度<基本型>と同額にてご加入ください。
- 親介護特約(医療制度<充実型>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の医療制度<充実型>とセットで、配偶者の親は配偶者の医療制度<充実型>とセットでご加入ください。

注★: 本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆: 子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●: ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テスライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

医療制度<充実型>

親介護特約

本人・配偶者の親

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、35歳6ヶ月を超える85歳6ヶ月までの方

[年齢は令和7年11月1日現在の満年齢です。]

※「あんしん」ロングについてはP53加入資格をご覧ください。



- ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
ご注意 申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

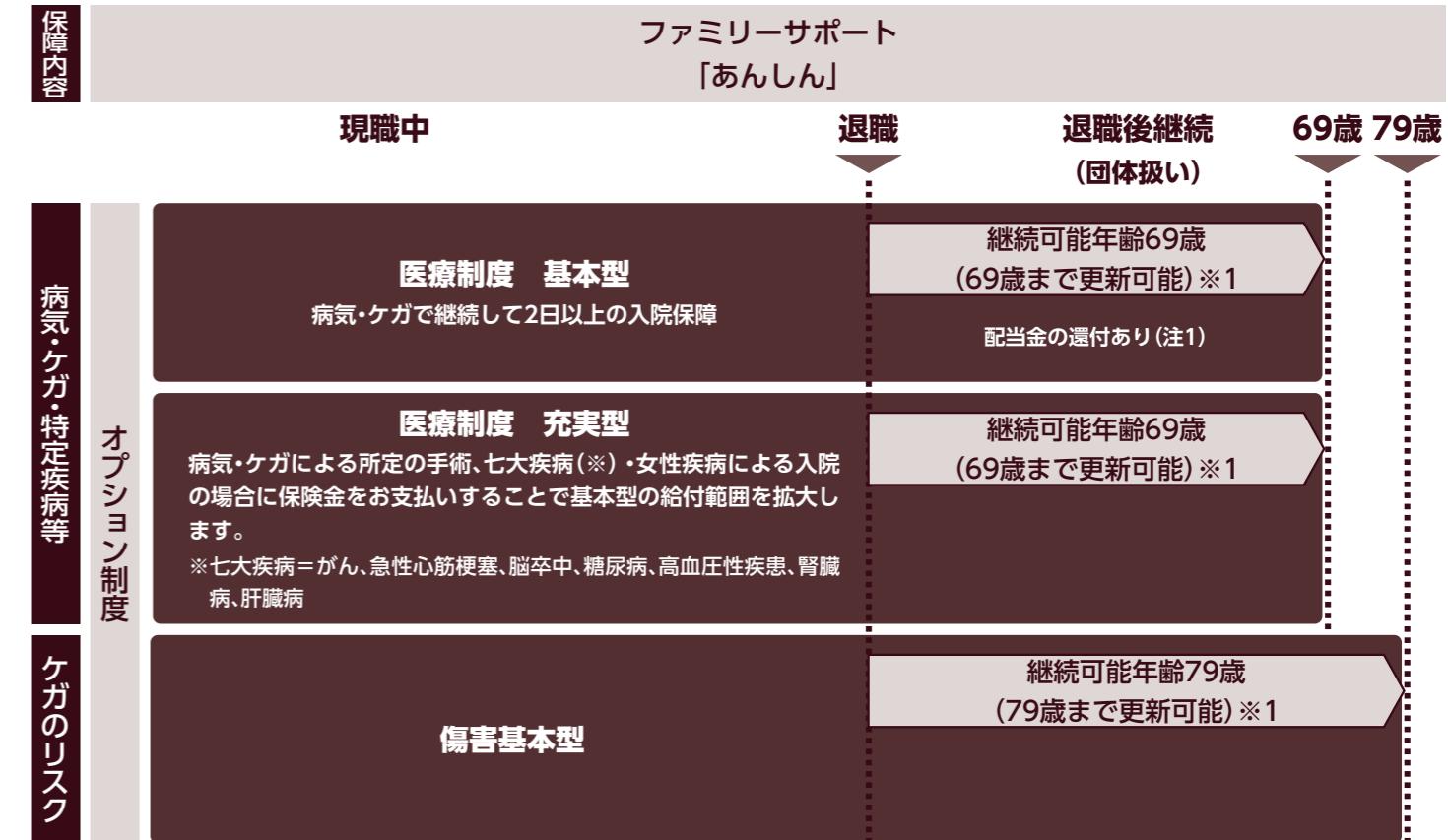
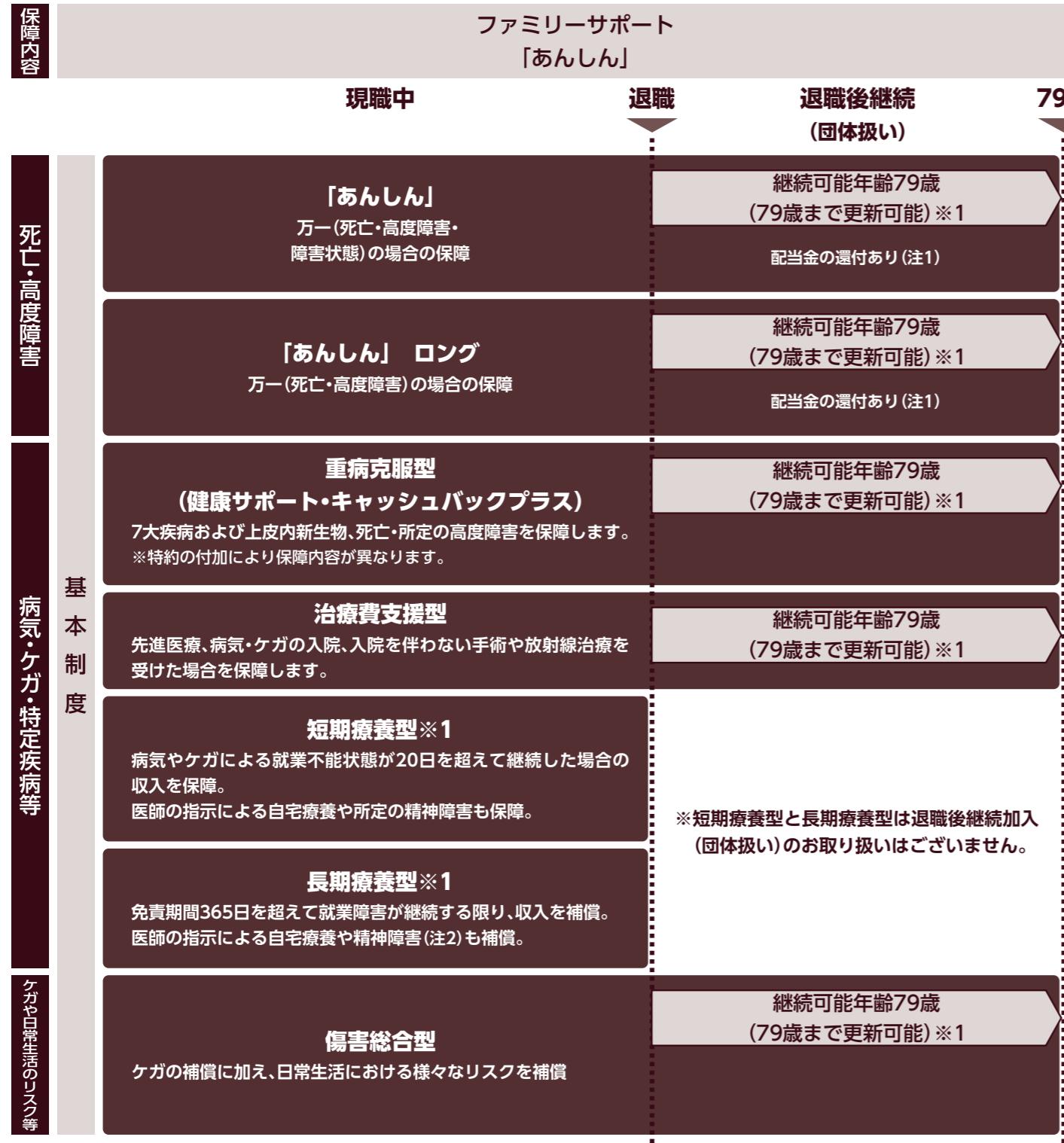
健康情報活用商品については、毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。
本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

退職後の取扱いについて

●79歳まで口座引き落としで団体扱いとして継続が可能です。

退職後継続(団体扱い)満了時までファミリーサポート「あんしん」にご加入の方は、退職後も加入保険金額の範囲内で、原則無診査・健康告知なしで継続することができます。

※詳細は別途配布の正規パンフレットをご参照願います。



(注1)この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算によって決定されます。

※充実型・治療費支援型・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)・長期療養型・傷害基本型・傷害総合型には配当金はありません。

(注2)所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

※1 「あんしん」、「あんしん」ロング、基本型、充実型、治療費支援型、重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)、短期療養型、長期療養型、傷害基本型、傷害総合型の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

精神的支援・ガイダンス

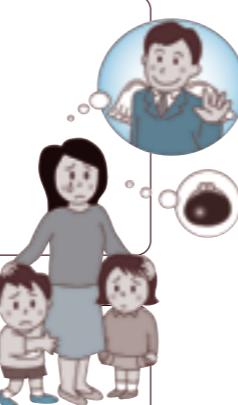
残されたご家族の不安は…

当面の不安

- ①女手ひとつで途方にくれた。
- ②死後、1~2カ月間は何も手につかなかった。
- ③当座は日に日に不安が増していく。
- ④いろいろな給付は支払いのつど、バラバラに知らされ、手続きも難しくイライラと不安の4カ月だった。

疎外感

- ①社会のことが伝わってこない気がして自分が取り残された気がする。
- ②相談相手がない。
- ③車購入の時、無職と書いて、「現金でなければ」と言われた。



健 康

- ①自分の健康が不安。
- ②両親が病気になったときを考えると不安が大きい。

資産管理

- ①財産の運用の相談にのってくれる人がいない。

生 計

- ①予想外の一時金(退職金・保険金)が残ったが、日が経つにつれ将来の不安が増す。
- ②40歳を過ぎての就職活動は大変難しい。
- ③団地住まいも公的年金がみんな家賃に消えていく感じ。



共済組合からの主なサービス内容

- 【ライフガイド】【家計収支推移表】を発行し、今後のライフプラン設定など生活に役立つ情報をご提供します。
- ご遺族向け相談ダイヤル「MY生活応援ネット」にて24時間健康・医療相談、メンタルヘルス相談と、FP相談を行います。

＜ライフガイド＞

- I. 遺族が受けられる給付
(一時金の給付、年金の給付、遺族・遺児育英年金、他)
- II. 公的に必要な手続き
(年金、健康保険、相続税、確定申告、他)
- III. 生活ガイド
(税金、住宅、就業、貸し付け、手続きチェックリスト)

＜家計収支推移表＞

- ご遺族のライフサイクルに合わせた将来の支出予測
- 公的遺族年金を中心とした将来にわたっての収入予測

MY生活応援ネットのご案内

万一のことがあった場合、残されたご家族の当面の不安を少しでも軽減できるよう保険金お支払日より3年間にわたり、以下のサービスがご利用いただけます。

1 24時間ご相談サービス

健康に関する不安や心配を年中無休・24時間フリーダイヤルでご相談いただけます。

①電話相談

健康・医療・介護、メンタルヘルス、障がいなどの相談を、保健医療の専門家が24時間・年中無休体制で相談に応じ、わかりやすくアドバイスします。

②相談内容

- ・応急処置、夜間救急相談
- ・妊娠・出産・育児
- ・医療機関案内

2 FP相談サービス (フリーダイヤル／面談)

相続やライフプランについて専門家がご遺族の疑問・相談に回答いたします。

①電話相談

FP技能士、CFP資格取得者が相続・資産管理・将来の生活設計などに対する疑問にお答えします。

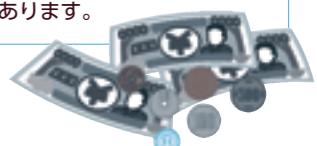
- 電話相談時間は月～金曜
(祝日・年末年始を除く)：10時～18時

②面談相談

電話予約をしていただき、専門家が面談による相談を実施いたします。

- 相談料は初回は時間に関係なく8,000円。2回目以降は1時間あたり8,000円です。

※税金に関する事項は、一般的な説明に限らせていただきます。税額の試算等具体的な税務相談が必要なケースでは、税務署の電話相談サービスへのご案内をさせていただく場合があります。



※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは「あんしん」・傷害基本型・傷害総合型・医療制度<基本型>・治療費支援型・短期療養型・医療制度<充実型>・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)・長期療養型について記載しております。
「あんしん」ロングについてはP17・18をご覧ください。

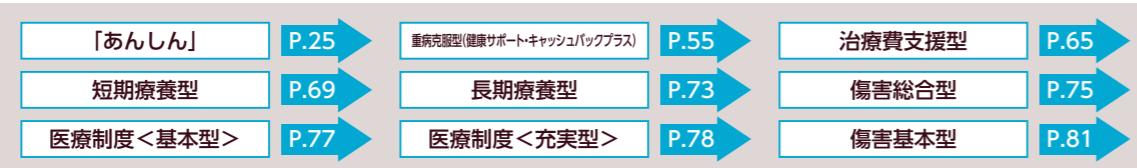
1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します。(初回は令和7年1月給与分より、「あんしん」および「あんしん」ロングのボーナス保険料は6月と12月のボーナスより)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

「あんしん」

短期療養型

医療制度<基本型>

「あんしん」・医療制度<基本型>・短期療養型は、1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返します。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[[あんしん]] [医療制度<基本型>] [治療費支援型] [短期療養型] [重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)]

明治安田生命保険相互会社

[傷害基本型] [傷害総合型] [医療制度<充実型>] [長期療養型]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは「あんしん」・傷害基本型・傷害総合型・医療制度＜基本型＞・治療費支援型・短期療養型・医療制度＜充実型＞・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)・長期療養型について記載しております。

「あんしん」ロングについてはP17・18をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかつた代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

責任開始期(加入日)



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

責任開始期(加入日)



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき
 - ・保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.84

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただけた方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

【「あんしん」・医療制度＜基本型＞・治療費支援型・短期療養型・医療制度＜充実型＞・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)・長期療養型】
STEP1・2へお進みください。

【傷害基本型・傷害総合型】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1 まずは「申込日(告知日)現在」の

就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに

2 過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・こども

「あんしん」	重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス) ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療制度<基本型> 治療費支援型 短期療養型 医療制度<充実型> 長期療養型
	過去12カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
	過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。	過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	現在までの健康状態 ●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	

本人・配偶者の親

親介護特約

現在までの健康状態	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
過去5年以内の健康状態	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。
別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<「あんしん」・医療制度<基本型>・治療費支援型・短期療養型・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)の場合>
●企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)の場合>
●引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

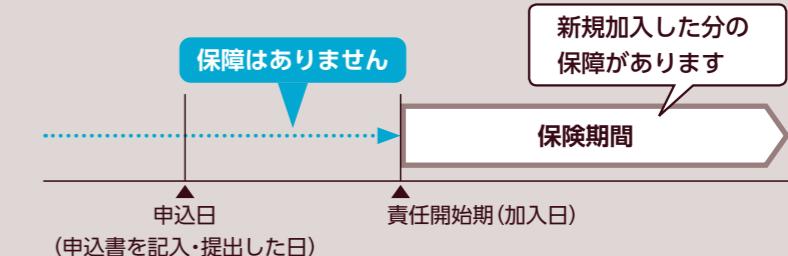
告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

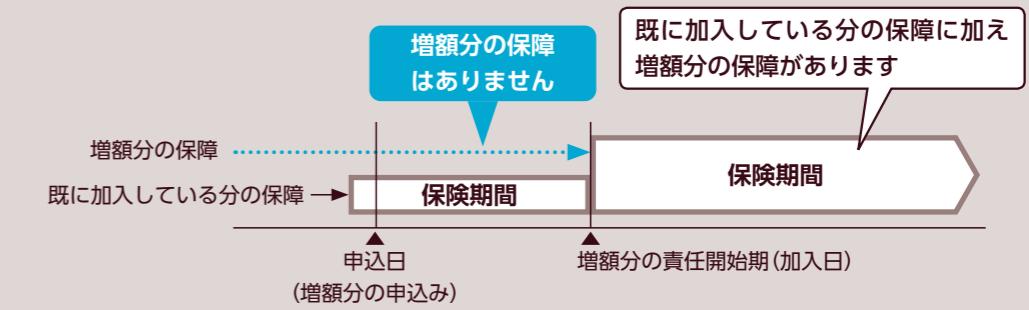
3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に加入している保障額を増やしたとき(増額したとき)



<「あんしん」・医療制度<基本型>・治療費支援型・短期療養型・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)の場合>

●ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。P.102

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。P.14

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

「あんしん」ロング(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参考ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容になっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
(新・) 団体定期保険	P53	P41	P41	P53

③ 配当金

(新・)団体定期保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

(新・)団体定期保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

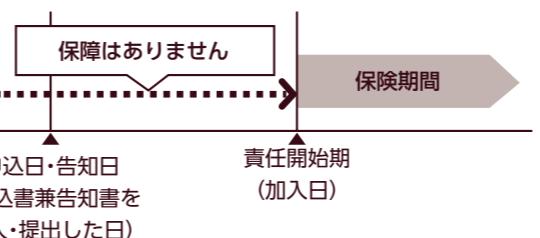
② 告知に関する重要な事項

- 現在および過去の健康状態などについて、そのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

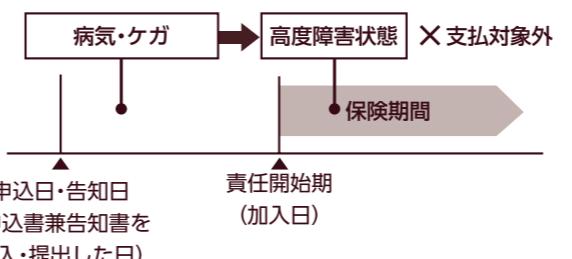


- ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- 責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

(新・)団体定期保険 P54

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。
(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
北海道・東北公法人部北東北法人営業部
ご照会窓口 019-654-1093
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

契約概要・注意喚起情報
〔あんしん〕ロング

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

健康情報活用商品

(健康サポート・キャッシュバック特約)について

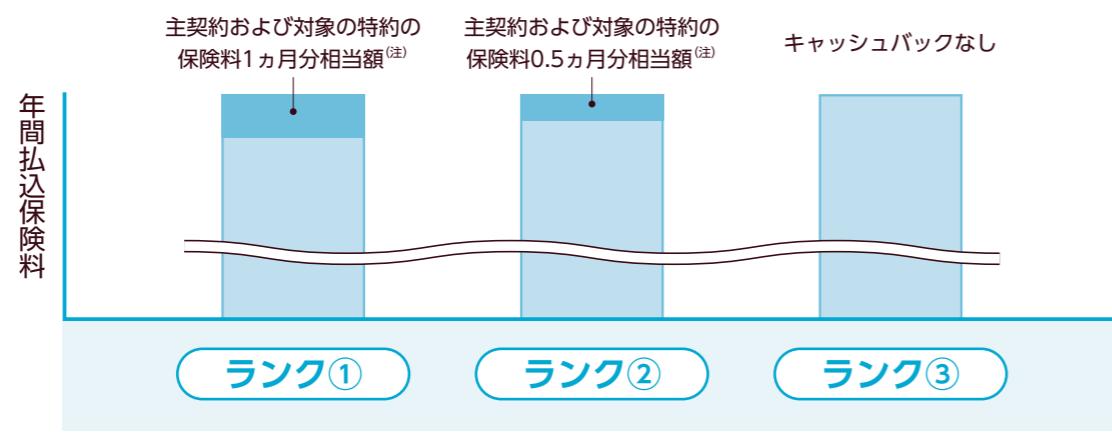
このページは、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期)」の概要や、ご注意いただきたい事項をまとめております。
以下の内容をご確認ください。

「健康サポート・キャッシュバック特約」の特長と仕組み (特約の概要)

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者の健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックすることが主な内容です。
- 各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバックすることで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- キャッシュバックの判断基準となる「ランク」の判定のためには、保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。
- 「健康サポート・キャッシュバック特約」の付加に対する保険料は必要ありません。

〈キャッシュバックの仕組み〉

- 「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。
- キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの主契約および対象特約の保険料が払い込まれている必要があります。



(注)保険期間満了時の保険料をもとに算出します。

保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。
 - ①加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
 - ②加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
 - ③団体が「健康サポート・キャッシュバック特約」を継続しなかったとき
 - ④明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)が「健康サポート・キャッシュバック特約」の取扱いを停止したとき
- 詳細については「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

〈対象商品〉

- 本パンフレット内で **健活** のマークがついている以下商品が対象です。

商品名	主契約	特約	保険期間
重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)	無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)	7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約	1年

〈対象者〉

- 加入対象区分：本人・配偶者

キャッシュバックの「ランク」の判定方法について

〈「ランク」の判定に使用する健康診断について〉

- 加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。
- 健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや保険会社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みます。
- 健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。
(勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となつたと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)

<「ランク」の判定方法について>

- 以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。
- 「ランク」の判定にあたっては、「表1-1」「表1-2」に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。

STEP1 健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A~D)を判定します。

表1-1 40歳未満*

健診項目		健診結果区分					
必須項目	基礎	BMI(kg/m^2) ^(*)1)		A	B	C	D
		18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上		
	血圧 ^(*)2)	収縮期(mmHg)	129以下	130~139	140~159	160以上	
		拡張期(mmHg)	84以下	85~89	90~99	100以上	
	尿	尿糖	(-)	(±)以上			
		尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上	
任意項目	血液	脂質(中性脂肪) $\langle \text{mg}/\text{dL} \rangle$	30~149	150~299	300~499	29以下 500以上	
		GPT(ALT) $\langle \text{U}/\text{L} \rangle$	30以下	31~40	41~50	51以上	
	肝機能 ^(*)3)	γ -GT(γ -GTP) $\langle \text{U}/\text{L} \rangle$	50以下	51~80	81~100	101以上	

表1-2 40歳以上*

健診項目		健診結果区分					
必須項目	基礎	BMI(kg/m^2) ^(*)1)		A	B	C	D
		18.5~24.9	15.0~18.4 25.0~29.9	30.0~34.9	14.9以下 35.0以上		
	血圧 ^(*)2)	収縮期(mmHg)	129以下	130~139	140~159	160以上	
		拡張期(mmHg)	84以下	85~89	90~99	100以上	
	尿	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上	
		脂質(中性脂肪) $\langle \text{mg}/\text{dL} \rangle$	30~149	150~299	300~499	29以下 500以上	
任意項目	血液	GPT(ALT) $\langle \text{U}/\text{L} \rangle$	30以下	31~40	41~50	51以上	
		γ -GT(γ -GTP) $\langle \text{U}/\text{L} \rangle$	50以下	51~80	81~100	101以上	
	糖代謝 ^(*)4)	HbA1c(%)	5.5以下	5.6~5.9	6.0~6.4	6.5以上	
		血糖(mg/dL)	99以下	100~109	110~125	126以上	

※「ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

STEP2 健診項目ごとの「健診結果区分」(A~D)をポイント換算します。

表2-1 40歳未満*

必須項目	項目	男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
	BMI ^(*)1)	30	20	0	0	30	20	10	0
	血圧 ^(*)2)	30	20	10	0	30	10	0	0
	尿糖	30	0	—	—	30	0	—	—
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
任意項目	脂質	10 ^(*)5)		0		10 ^(*)5)		0	
	肝機能 ^(*)3)								

表2-2 40歳以上*

必須項目	項目	男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
	BMI ^(*)1)	30	20	10	0	30	10	0	0
	血圧 ^(*)2)	30	20	10	0	30	20	10	0
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0
任意項目	肝機能 ^(*)3)	30	20	10	0	30	10	0	0
	糖代謝 ^(*)4)	30	10	0	0	30	20	0	0

(*)1)提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長の記載があるときは、 $BMI = \frac{\text{体重}(\text{kg})}{(\text{身長}(\text{m}))^2}$ で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合は、端数を四捨五入します。

(*)2)収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A~D)となる場合は、「ポイント」(30~0)が低い方の「健診結果区分」(A~D)とします。

(*)3)GPT(ALT)および γ -GT(γ -GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。

GPT(ALT)と γ -GT(γ -GTP)が異なる「健診結果区分」(A~D)となる場合は、「ポイント」(30~0)が低い方の「健診結果区分」(A~D)とします。

(*)4)HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A~D)および「ポイント」(30~0)を判定します。

(*)5)40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

STEP3 健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

表3-1 40歳未満*

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント以上	110ポイント	100ポイント以下

表3-2 40歳以上*

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント以上	150~160ポイント	140ポイント以下

健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、「ランク」の判定のために、加入者の健康診断に関する情報(以下、「健診情報」)を明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)に提出する必要があります。

- ・健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者(以下、「団体」)が共有している場合等があります。
- ・いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
- ・加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。

- 健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「健診情報の取扱いについて」に記載をしています。
- 健診情報の提出がない加入者や「健診情報の取扱いについて」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わずキャッシュバックの対象となりません。

「加入申込書兼告知書」において同意を求めるのは以下の事項です。

健診情報の取扱いについて

1. 健診情報の提出およびランクの通知

- 団体が、加入者の健診情報のうち、**<別表>**記載の内容を、保険会社へ提出すること
- 団体と健診情報保有者(医療保険者等)が異なる場合は、健診情報保有者が、**<別表>**記載の内容を団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- 団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- 保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク(ランク①～③のいずれに該当しているか)を、団体へ通知すること

＜別表：提出に同意する健診情報＞

1. 健康診断受診日
2. BMI(身長・体重)、血圧(収縮期・拡張期)、尿糖、尿蛋白、脂質(中性脂肪)、肝機能(GPT・γ-GT)、糖代謝(HbA1c・血糖)

2. 健診情報の利用目的

- 保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「ランク」の判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

3. 健診情報と告知の別

- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと
したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。
- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定に利用しないこと
したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- 加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約(加入者が被保険者となる契約)がある場合、本パンフレットで「健診情報活用商品」とされている契約(以下、「本契約」と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること

- 本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。
保険会社が個人との間で締結している契約(以下、「個人契約」)において、本契約の加入者が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情報は、本契約では使用いたしません。
- 個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- 保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」(以下、「健診情報収集のサポート機能」)を、団体に提供すること
- 健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「みんなのMYポータル」機能以外での健診情報は受け付けないこと

＜健診情報収集のサポート機能について＞

- ①保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうち「ランク」の判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼を受け、加入者に対して、**<別表>**記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある(「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信)
- ②保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信を行なう
- ③保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することはせず、速やかに廃棄する
- ④団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する

以上

「あんしん」



意向確認
ご加入前の
ご確認

「あんしん」は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年11月1日(土)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども** 退職後も79歳まで継続できます

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができます、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

月額給付コース

申込コース	本人								
	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき							障害年金 1級、2級のとき	
	月額給付			ボーナス給付(年2回)					
年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)		
R5	4,063	30	12.8	4,631	937	30	17.8	1,068	500.0
N5	3,700	30	11.7	4,218	800	30	15.2	912	450.0
C5	2,679	25	9.9	2,980	1,321	25	29.3	1,469	400.0
Q5	2,455	25	9.1	2,731	1,045	25	23.2	1,162	350.0
A5	2,107	20	9.5	2,288	893	20	24.2	969	300.0
E5	1,734	20	7.8	1,883	766	20	20.7	831	250.0
H5	1,366	15	8.0	1,448	634	15	22.4	672	200.0
F5	1,094	15	6.4	1,160	406	15	14.3	430	150.0
K5	659	10	5.6	682	341	10	17.6	352	100.0

月額給付コース

申込 コース	本人				障害年金1級、2級のとき
	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	
J	1,000	15	5.8	1,060	100.0
G	590	5	9.9	595	59.0
M	415	5	6.9	419	41.5
S	200	3	5.5	200	20.0
T	100	3	2.7	100	10.0

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

・ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項

- ご注意**
- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
 - 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
 - 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
 - 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
 - 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
 - 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
 - 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象なりません。

申込 金額(万円)	配偶者			
	死亡・高度障害のとき			
	月額給付			
年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)	
1,500	10	12.9	1,552	
1,000	10	8.6	1,035	
800	10	6.9	828	
600	7	7.2	611	
400	5	6.7	404	
100	3	2.7	100	

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

こども	
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)
400	400
300	300
200	200
100	100

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 [P.84](#)

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 [P.85](#)

保険料

●保険料 (単位:円)

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

申込コース		本人								
		性別	保険料(円)							
			年齢【保険年齢】(生年月日)							
			15~35歳 (H2.5.2~H23.5.1)		36~40歳 (S60.5.2~H2.5.1)		41~45歳 (S55.5.2~S60.5.1)		46~50歳 (S50.5.2~S55.5.1)	
			月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
R5	男性		3,535	4,891	4,632	6,409	6,176	8,545	8,898	12,313
	女性		2,519	3,486	4,103	5,678	4,794	6,634	6,786	9,388
N5	男性		3,219	4,176	4,218	5,472	5,624	7,296	8,103	10,512
	女性		2,294	2,976	3,737	4,848	4,366	5,664	6,179	8,016
C5	男性		2,331	6,896	3,054	9,035	4,072	12,047	5,867	17,358
	女性		1,661	4,914	2,706	8,006	3,161	9,353	4,474	13,236
Q5	男性		2,136	5,455	2,798	7,148	3,732	9,530	5,377	13,732
	女性		1,522	3,887	2,480	6,333	2,897	7,399	4,100	10,471
A5	男性		1,833	4,661	2,402	6,108	3,202	8,145	4,615	11,735
	女性		1,306	3,322	2,128	5,411	2,486	6,322	3,518	8,948
E5	男性		1,509	3,999	1,977	5,239	2,636	6,986	3,798	10,065
	女性		1,075	2,849	1,751	4,642	2,046	5,423	2,896	7,675
H5	男性		1,188	3,309	1,557	4,337	2,076	5,782	2,992	8,331
	女性		847	2,359	1,380	3,842	1,612	4,489	2,281	6,353
F5	男性		951	2,119	1,247	2,777	1,663	3,703	2,396	5,335
	女性		678	1,511	1,105	2,460	1,291	2,874	1,827	4,068
K5	男性		573	1,780	751	2,333	1,002	3,110	1,443	4,481
	女性		409	1,269	666	2,066	778	2,414	1,101	3,417

申込コース		本人										
		性別	保険料(円)									
			年齢【保険年齢】(生年月日)									
			51~55歳 (S45.5.2~S50.5.1)		56~60歳 (S40.5.2~S45.5.1)		61~64歳 (S36.5.2~S40.5.1)		65歳 (S35.5.2~S36.5.1)			
			月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払		
R5	男性		13,571	18,778	20,640	28,560	31,447	43,514	28,969	40,085	43,027	59,537
	女性		9,548	13,212	12,718	17,597	17,024	23,556	15,318	21,195	20,721	28,672
N5	男性		12,358	16,032	18,796	24,384	28,638	37,152	26,381	34,224	39,183	50,832
	女性		8,695	11,280	11,581	15,024	15,503	20,112	13,949	18,096	18,870	24,480
C5	男性		8,947	26,472	13,609	40,264	20,735	61,347	19,101	56,512	28,371	83,936
	女性		6,295	18,626	8,385	24,808	11,225	33,210	10,100	29,881	13,663	40,423
Q5	男性		8,200	20,942	12,471	31,852	19,002	48,530	17,504	44,705	25,998	66,399
	女性		5,769	14,735	7,684	19,625	10,286	26,271	9,255	23,638	12,521	31,977
A5	男性		7,038	17,896	10,704	27,219	16,308	41,471	15,023	38,203	22,313	56,741
	女性		4,952	12,592	6,595	16,771	8,828	22,450	7,943	20,200	10,746	27,326
E5	男性		5,791	15,351	8,809	23,348	13,421	35,573	12,363	32,769	18,363	48,672
	女性		4,075	10,801	5,427	14,386	7,265	19,257	6,537	17,327	8,843	23,440
H5	男性		4,563	12,705	6,939	19,324	10,573	29,443	9,740	27,123	14,466	40,284
	女性		3,210	8,939	4,276	11,906	5,724	15,939	5,150	14,341	6,967	19,400
F5	男性		3,654	8,136	5,558	12,375	8,467	18,855	7,800	17,369	11,585	25,797
	女性		2,571	5,725	3,424	7,625	4,583	10,207	4,124	9,184	5,579	12,424
K5	男性		2,201	6,834	3,347	10,393	5,101	15,836	4,699	14,588	6,979	21,667
	女性		1,549	4,808	2,062	6,404	2,761	8,572	2,484	7,713	3,361	10,435

「あんしん」

本人									
申込コース	性別	保険料(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		71歳 (S29.5.2~S30.5.1)		72歳 (S28.5.2~S29.5.1)		73歳 (S27.5.2~S28.5.1)		74歳 (S26.5.2~S27.5.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
R5	男性	56,394	78,033	62,448	86,410	69,396	96,024	77,481	107,212
	女性	27,507	38,061	30,676	42,446	34,414	47,618	38,477	53,240
N5	男性	51,356	66,624	56,869	73,776	63,196	81,984	70,559	91,536
	女性	25,049	32,496	27,935	36,240	31,339	40,656	35,039	45,456
C5	男性	37,185	110,013	41,176	121,823	45,757	135,376	51,089	151,149
	女性	18,137	53,659	20,226	59,841	22,691	67,133	25,370	75,059
Q5	男性	34,075	87,028	37,733	96,370	41,931	107,092	46,817	119,569
	女性	16,620	42,448	18,535	47,339	20,794	53,107	23,249	59,377
A5	男性	29,245	74,369	32,385	82,352	35,988	91,515	40,180	102,177
	女性	14,264	36,274	15,908	40,453	17,846	45,382	19,953	50,740
E5	男性	24,068	63,792	26,652	70,641	29,617	78,500	33,067	87,646
	女性	11,739	31,115	13,092	34,700	14,687	38,928	16,421	43,524
H5	男性	18,960	52,800	20,995	58,467	23,331	64,972	26,050	72,542
	女性	9,248	25,753	10,313	28,720	11,570	32,220	12,936	36,024
F5	男性	15,185	33,812	16,815	37,441	18,686	41,607	20,863	46,455
	女性	7,406	16,492	8,260	18,392	9,266	20,633	10,360	23,069
K5	男性	9,147	28,398	10,129	31,447	11,256	34,946	12,567	39,017
	女性	4,461	13,851	4,975	15,447	5,582	17,330	6,241	19,376

本人									
保険料(円)									
年齢【保険年齢】(生年月日)									
75歳 (S25.5.2~S26.5.1)		76歳 (S24.5.2~S25.5.1)		77歳 (S23.5.2~S24.5.1)		78歳 (S22.5.2~S23.5.1)		79歳 (S21.5.2~S22.5.1)	
月払	半年払								
87,029	120,423	98,284	135,996	111,611	154,436	127,294	176,137	145,374	201,155
42,946	59,425	47,984	66,396	53,835	74,492	60,904	84,274	69,437	96,080
79,254	102,816	89,503	116,112	101,639	131,856	115,921	150,384	132,386	171,744
39,109	50,736	43,697	56,688	49,025	63,600	55,463	71,952	63,233	82,032
57,384	169,775	64,805	191,730	73,592	217,727	83,933	248,322	95,855	283,592
28,317	83,778	31,639	93,606	35,497	105,020	40,158	118,811	45,784	135,455
52,586	134,303	59,386	151,671	67,439	172,237	76,915	196,439	87,840	224,341
25,949	66,274	28,994	74,049	32,529	83,078	36,800	93,987	41,956	107,154
45,132	114,768	50,968	129,610	57,879	147,184	66,012	167,866	75,388	191,709
22,271	56,634	24,884	63,278	27,918	70,994	31,584	80,316	36,009	91,568
37,142	98,446	41,945	111,177	47,633	126,252	54,326	143,993	62,043	164,445
18,328	48,580	20,479	54,279	22,976	60,897	25,993	68,894	29,634	78,546
29,260	81,482	33,044	92,019	37,524	104,496	42,797	119,179	48,875	136,107
14,439	40,208	16,132	44,925	18,100	50,403	20,476	57,022	23,345	65,010
23,433	52,179	26,464	58,927	30,052	66,917	34,275	76,320	39,143	87,160
11,564	25,749	12,920	28,769	14,496	32,277	16,399	36,516	18,696	41,631
14,116	43,825	15,941	49,493	18,103	56,204	20,646	64,101	23,579	73,206
6,966	21,626	7,783	24,163	8,732	27,110	9,878	30,670	11,262	34,966

月額給付コース

本人										
申込コース	性別	月払保険料(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		15~35歳 (H2.5.2 ~ H23.5.1)	36~40歳 (S60.5.2 ~ H2.5.1)	41~45歳 (S55.5.2 ~ S60.5.1)	46~50歳 (S50.5.2 ~ S55.5.1)	51~55歳 (S45.5.2 ~ S50.5.1)	56~60歳 (S40.5.2 ~ S45.5.1)	61~64歳 (S36.5.2 ~ S40.5.1)	65歳 (S35.5.2 ~ S36.5.1)	66~70歳 (S30.5.2 ~ S35.5.1)
J	男性	870	1,140	1,520	2,190	3,340	5,080	7,740	7,130	10,590
	女性	620	1,010	1,180	1,670	2,350	3,130	4,190	3,770	5,100
G	男性	513	672	897	1,293	1,970	2,998	4,567	4,207	6,248
	女性	366	596	696	985	1,386	1,846	2,472	2,224	3,009
M	男性	361	474	631	909	1,386	2,108	3,212	2,959	4,395
	女性	257	419	490	693	975	1,299	1,739	1,565	2,117
S	男性	174	228	304	438	668	1,016	1,548	1,426	2,118
	女性	124	202	236	334	470	626	838	754	1,020
T	男性	87	114	152	219	334	508	774	713	1,059
	女性	62	101	118	167	235	313	419	377	510

配偶者										
申込金額(万円)	性別	月払保険料(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		18~35歳 (H2.5.2 ~ H20.5.1)	36~40歳 (S60.5.2 ~ H2.5.1)	41~45歳 (S55.5.2 ~ S60.5.1)	46~50歳 (S50.5.2 ~ S55.5.1)	51~55歳 (S45.5.2 ~ S50.5.1)	56~60歳 (S40.5.2 ~ S45.5.1)	61~65歳 (S35.5.2 ~ S40.5.1)	66~70歳 (S30.5.2 ~ S35.5.1)	71歳 (S29.5.2 ~ S30.5.1)
1,500	男性	1,140	1,455	1,980	2,910	4,470	6,825	10,695	15,885	20,820
	女性	735	1,245	1,500	2,205	3,120	4,155	5,655	7,650	10,155
1,000	男性	760	970	1,320	1,940	2,980	4,550	7,130	10,590	13,880
	女性	490	830	1,000	1,470	2,080	2,770	3,770	5,100	6,770
800	男性	608	776	1,056	1,552	2,384	3,640	5,704	8,472	11,104
	女性	392	664	800	1,176	1,664	2,216	3,016	4,080	5,416
600	男性	456	582	792	1,164	1,788	2,730	4,278	6,354	8,328
	女性	294	498	600	882	1,248	1,662	2,262	3,060	4,062
400	男性	304	388	528	776	1,192	1,820	2,852	4,236	5,552
	女性	196	332	400	588	832	1,108	1,508	2,040	2,708
100	男性	76	97	132	194	298	455	713	1,059	1,388
	女性	49	83	100	147	208	277	377	510	677

こども									
申込金額(万円)	月払保険料(円)								
400	280								
300	210								
200	140								
100	70								

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

本人									
月払保険料(円)								年齢【保険年齢】(生年月日)	
71歳 (S29.5.2 ~ S30.5.1)	72歳 (S28.5.2 ~ S29.5.1)	73歳 (S27.5.2 ~ S28.5.1)	74歳 (S26.5.2 ~ S27.5.1)	75歳 (S25.5.2 ~ S26.5.1)	76歳 (S24.5.2 ~ S25.5.1)	77歳 (S23.5.2 ~ S24.5.1)	78歳 (S22.5.2 ~ S23.5.1)	79歳 (S21.5.2 ~ S22.5.1)	
13,880	15,370	17,080	19,070	21,420	24,190	27,470	31,330	35,780	
6,770	7,550	8,470	9,470	10,570	11,810	13,250	14,990	17,090	
8,189	9,068	10,077	11,251	12,638	14,272	16,207	18,485	21,110	
3,994	4,455	4,997	5,587	6,236	6,968	7,818	8,844	10,083	
5,760	6,379	7,088	7,914	8,889	10,039	11,400	13,002	14,849	
2,810	3,133	3,515	3,930	4,387	4,901	5,499	6,221	7,092	
2,776	3,074	3,416	3,814	4,284	4,838	5,494	6,266	7,156	
1,354	1,510	1,694	1,894	2,114	2,362	2,650	2,998	3,418	
1,388	1,537	1,708	1,907	2,142	2,419	2,747	3,133	3,578	
677	755	847	947	1,057	1,181	1,325	1,499	1,709	

配偶者							
月払保険料(円)							
年齢【保険年齢】(生年月日)							
72歳 (S28.5.2 ~ S29.5.1)	73歳 (S27.5.2 ~ S28.5.1)	74歳 (S26.5.2 ~ S27.5.1)	75歳 (S25.5.2 ~ S26.5.1)	76歳 (S24.5.2 ~ S25.5.1)	77歳 (S23		

●「あんしん」既加入者専用コース

保障額

本 人											
申込 コース	一般の死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)										合計
	月額給付					ボーナス給付(年2回)					年金原資
	年金 受取期間 (年)	年金 月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)	年金原資 [死亡・高度障害・ 障害保険金] (万円)	障害年金 1級、2級 [障害初期給付金] (万円)	年金 受取期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約 万円)	年金原資 [死亡・高度障害・ 障害保険金] (万円)	障害年金 1級、2級 [障害初期給付金] (万円)	
R・R1	30	11.8	4,272	3,748	374.8	30	17.8	1,068	937	468.5	4,685
N・N1	25	11.8	3,560	3,200	320.0	25	17.8	890	800	400.0	4,000
C・C1	20	12	2,888	2,660	266.0	20	35.8	1,434	1,321	398.1	3,981
B・B1	25	9.5	2,859	2,570	257.0	25	28.3	1,417	1,274	384.4	3,844
Q・Q1	30	6.6	2,403	2,108	210.8	30	19.8	1,191	1,045	315.3	3,153
D・D1	15	12.1	2,184	2,060	206.0	15	36.2	1,088	1,026	308.6	3,086
A・A1	25	6.6	2,002	1,800	180.0	25	19.8	992	892	269.2	2,692
E・E1	10	13.2	1,593	1,540	154.0	10	39.6	792	766	230.6	2,306
H・H1	25	4.7	1,435	1,290	129.0	25	14.1	708	637	192.7	1,927
I・I1	20	5.7	1,390	1,280	128.0	20	17.2	688	634	191.4	1,914
J1	15	5.8	1,060	1,000	100.0	15	17.4	522	493	149.3	1,493
F・F1	7	9.8	831	815	81.5	7	29.5	414	406	122.1	1,221
K・K1	10	5.9	714	690	69.0	10	17.6	352	341	103.1	1,031
G1	5	9.9	595	590	59.0	5	29.7	297	295	88.5	885
M1	5	6.9	419	415	41.5	5	20.8	208	206	62.1	621

●記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

●R、N、C、B、Q、D、A、E、H、I、F、Kコースは月額給付のみです。

●R1、N1、C1、B1、Q1、D1、A1、E1、H1、I1、J1、F1、K1、G1、M1コースは月額給付+ボーナス給付の組み合わせとなります。

●既加入者専用コースは新規加入できません。

●コースを変更する場合は本パンフレット25~26ページの「あんしん」保障額表をご参照ください。増額する場合は告知内容を確認してください。

障害特約についての注意事項

- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となります。

「あんしん」



次ページに
保険料表が
ございます。

●「あんしん」既加入者専用コース

保険料

●保険料 (単位:円)

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

加入対象区分	コース	払方	15~35歳		36~40歳		41~45歳		46~50歳		51~55歳		56~60歳	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	R(R1)	月払	3,260	2,324	4,273	3,786	5,697	4,423	8,208	6,260	12,518	8,808	19,039	11,731
	R1	半年払	4,891	3,486	6,409	5,678	8,545	6,634	12,313	9,388	18,778	13,212	28,560	17,597
	N(N1)	月払	2,784	1,984	3,648	3,232	4,864	3,776	7,008	5,344	10,688	7,520	16,256	10,016
	N1	半年払	4,176	2,976	5,472	4,848	7,296	5,664	10,512	8,016	16,032	11,280	24,384	15,024
	C(C1)	月払	2,315	1,649	3,032	2,687	4,043	3,139	5,825	4,442	8,885	6,251	13,513	8,326
	C1	半年払	6,896	4,914	9,035	8,006	12,047	9,353	17,358	13,236	26,472	18,626	40,264	24,808
	B(B1)	月払	2,236	1,593	2,930	2,596	3,906	3,033	5,629	4,292	8,584	6,040	13,056	8,044
	B1	半年払	6,650	4,740	8,714	7,721	11,619	9,020	16,740	12,766	25,531	17,964	38,831	23,926
	Q(Q1)	月払	1,834	1,307	2,403	2,129	3,205	2,487	4,617	3,521	7,041	4,954	10,708	6,598
	Q1	半年払	5,455	3,887	7,148	6,333	9,530	7,399	13,732	10,471	20,942	14,735	31,852	19,625
	D(D1)	月払	1,793	1,277	2,348	2,081	3,131	2,431	4,511	3,440	6,881	4,841	10,465	6,448
	D1	半年払	5,356	3,816	7,018	6,217	9,357	7,264	13,482	10,280	20,561	14,466	31,273	19,268
	A(A1)	月払	1,566	1,116	2,052	1,818	2,736	2,124	3,942	3,006	6,012	4,230	9,144	5,634
	A1	半年払	4,657	3,318	6,101	5,405	8,135	6,315	11,721	8,937	17,876	12,577	27,189	16,752
	E(E1)	月払	1,339	955	1,756	1,555	2,341	1,817	3,373	2,572	5,143	3,619	7,823	4,820
	E1	半年払	3,999	2,849	5,239	4,642	6,986	5,423	10,065	7,675	15,351	10,801	23,348	14,386
	H(H1)	月払	1,122	800	1,470	1,303	1,961	1,522	2,826	2,154	4,308	3,031	6,554	4,037
	H1	半年払	3,325	2,370	4,357	3,860	5,809	4,510	8,371	6,382	12,766	8,982	19,416	11,963
	I(I1)	月払	1,114	793	1,460	1,292	1,946	1,510	2,803	2,138	4,275	3,008	6,502	4,007
	I1	半年払	3,309	2,359	4,337	3,842	5,782	4,489	8,331	6,353	12,705	8,939	19,324	11,906
	J1	半年払	2,573	1,834	3,372	2,987	4,497	3,490	6,479	4,940	9,880	6,952	15,027	9,259
	F(F1)	月払	709	505	930	823	1,239	962	1,785	1,361	2,722	1,915	4,140	2,551
	F1	半年払	2,119	1,511	2,777	2,460	3,703	2,874	5,335	4,068	8,136	5,725	12,375	7,625
	K(K1)	月払	600	428	786	697	1,049	814	1,512	1,152	2,304	1,621	3,506	2,159
	K1	半年払	1,780	1,269	2,333	2,066	3,110	2,414	4,481	3,417	6,834	4,808	10,393	6,404
	G1	半年払	1,540	1,097	2,018	1,788	2,690	2,089	3,877	2,956	5,912	4,160	8,992	5,540
	M1	半年払	1,075	767	1,409	1,248	1,879	1,458	2,707	2,064	4,128	2,905	6,279	3,869

加入対象区分	コース	払方	61~64歳		65歳		66~70歳		71歳		72歳		73歳	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
「あんしん」既加入者専用コース	R(R1)	月払	29,009	15,704	26,723	14,130	39,691	19,115	52,022	25,374	57,607	28,297	64,016	31,746
	R1	半年払	43,514	23,556	40,085	21,195	59,537	28,672	78,033	38,061	86,410	42,446	96,024	47,618
	N(N1)	月払	24,768	13,408	22,816	12,064	33,888	16,320	44,416	21,664	49,184	24,160	54,656	27,104
	N1	半年払	37,152	20,112	34,224	18,096	50,832	24,480	66,624	32,496	73,776	36,240	81,984	40,656
	C(C1)	月払	20,589	11,145	18,966	10,028	28,169	13,566	36,921	18,008	40,884	20,083	45,433	22,530
	C1	半年払	61,347	33,210	56,512	29,881	83,936	40,423	110,013	53,659	121,823	59,841	135,376	67,133
	B(B1)	月払	19,892	10,768	18,324	9,689	27,216	13,107	35,672	17,399	39,501	19,404	43,896	21,768
	B1	半年払	59,165	32,028	54,502	28,818	80,950	38,984	106,099	51,750	117,488	57,712	130,560	64,745
	Q(Q1)	月払	16,316	8,832	15,030	7,947	22,324	10,751	29,259	14,271	32,400	15,915	36,005	17,855
	Q1	半年払	48,530	26,271	44,705	23,638	66,399	31,977	87,028	42,448	96,370	47,339	107,092	53,107
	D(D1)	月払	15,945	8,631	14,688	7,766	21,815	10,506	28,593	13,946	31,662	15,553	35,185	17,448
	D1	半年払	47,647	25,794	43,892	23,208	65,192	31,396	85,445	41,676	94,618	46,478	105,144	52,141
	A(A1)	月払	13,932	7,542	12,834	6,786	19,062	9,180	24,984	12,186	27,666	13,590	30,744	15,246

加入対象区分	コース	払方	74歳		75歳		76歳		77歳		78歳		79歳	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	R(R1)	月払	71,474	35,494	80,282	39,616	90,664	44,264	102,958	49,661	117,425	56,183	134,103	64,053
	R1	半年払	107,212	53,240	120,423	59,425	135,996	66,396	154,436	74,492	176,137	84,274	201,155	96,080
	N(N1)	月払	61,024	30,304	68,544	33,824	77,408	37,792	87,904	42,400	100,256	47,968	114,496	54,688
	N1	半年払	91,536	45,456	102,816	50,736	116,112	56,688	131,856	63,600	150,384	71,952	171,744	82,032
	C(C1)	月払	50,726	25,190	56,977	28,116	64,345	31,415	73,070	35,245	83,338	39,873	95,175	45,459
	C1	半年払	151,149	75,059	169,775	83,778	191,730	93,606	217,727	105,020	248,322	118,811	283,592	135,455
	B(B1)	月払	49,010	24,338	55,049	27,165	62,168	30,352	70,598	34,053	80,518	38,524	91,955	43,921
	B1	半年払	145,771	72,389	163,734	80,797	184,908	90,276	209,981	101,283	239,487	114,584	273,502	130,636
	Q(Q1)	月払	40,200	19,963	45,153	22,282	50,993	24,895	57,907	27,931	66,044	31,599	75,424	36,026
	Q1	半年払	119,569	59,377	134,303	66,274	151,671	74,049	172,237	83,078	196,439	93,987	224,341	107,154
	D(D1)	月払	39,284	19,508	44,125	21,774	49,831	24,329	56,588	27,295	64,540	30,879	73,707	35,205
	D1	半年払	117,395	58,297	131,862	65,069	148,914	72,702	169,105	81,567	192,867	92,278	220,262	105,206
	A(A1)	月払	34,326	17,046	38,556	19,026	43,542	21,258	49,446	23,850	56,394	26,982	64,404	30,762
	A1	半年払	102,063	50,683	114,640	56,571	129,465	63,207	147,019	70,914	167,678	80,226	191,495	91,466
	E(E1)	月払	29,368	14,584	32,987	16,278	37,253	18,187	42,304	20,405	48,248	23,085	55,101	26,319
	E1	半年払	87,646	43,524	98,446	48,580	111,177	54,279	126,252	60,897	143,993	68,894	164,445	78,546
	H(H1)	月払	24,600	12,216	27,632	13,635	31,205	15,235	35,436	17,093	40,416	19,337	46,156	22,046
	H1	半年払	72,886	36,194	81,867	40,399	92,454	45,138	104,990	50,642	119,743	57,292	136,751	65,318
	I(I1)	月払	24,410	12,122	27,418	13,530	30,963	15,117	35,162	16,960	40,102	19,187	45,798	21,875
	I1	半年払	72,542	36,024	81,482	40,208	92,019	44,925	104,496	50,403	119,179	57,022	136,107	65,010
	J1	半年払	56,409	28,012	63,360	31,266	71,554	34,934	81,256	39,194	92,674	44,340	105,837	50,552
	F(F1)	月払	15,542	7,718	17,457	8,615	19,715	9,625	22,388	10,799	25,534	12,217	29,161	13,928
	F1	半年払	46,455	23,069	52,179	25,749	58,927	28,769	66,917	32,277	76,320	36,516	87,160	41,631
	K(K1)	月払	13,158	6,534	14,780	7,293	16,691	8,149	18,954	9,143	21,618	10,343	24,688	11,792
	K1	半年払	39,017	19,376	43,825	21,626	49,493	24,163	56,204	27,110	64,101	30,670	73,206	34,966
	G1	半年払	33,754	16,762	37,913	18,709	42,816	20,904	48,622	23,453	55,454	26,532	63,331	30,249
	M1	半年払	23,571	11,705	26,475	13,065	29,899	14,597	33,953	16,377	38,724	18,528	44,224	21,123

●記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

●配偶者・こども特約・障害特約の保険料は月払のみです。

●半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

●半年単位の契約応当日から次のボーナス払保険料が払込まれる前に、死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかの支払事由が生じた場合は、そのボーナス払保険料が払込まれたときに限り、月払保険部分およびボーナス払保険部分の保険金をお支払いいたします。

●いずれか1種類を選んでください。

「あんしん」

「あんしん」ロング



保険期間 令和7年11月1日(土)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** 「あんしん」とセットでの加入となります
退職後も79歳まで継続できます

「あんしん」ロングの内容

「あんしん」ロング設置の背景

社会保険制度の改定による退職後保障の必要性或いは労働法制(勤務体系)の改定による雇用延長など組合員を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、組合員の生活実態に適した支払を実現する為「あんしん」ロングを設置し、より一層の内容の拡充を図っております。



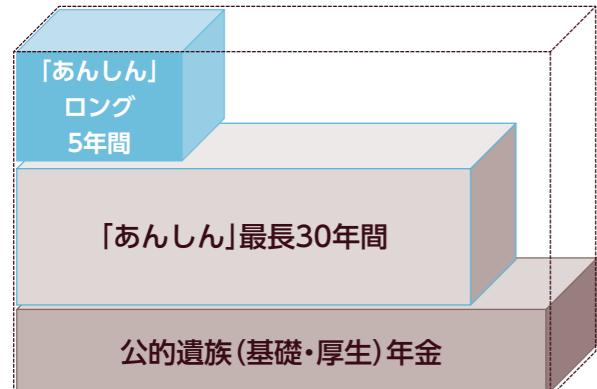
「あんしん」ロングの改定

万一(死亡・高度障害時)の生活資金不足額を充足できるよう、「あんしん」ロングを改定します。

【現在】

《年金受取前厚型》

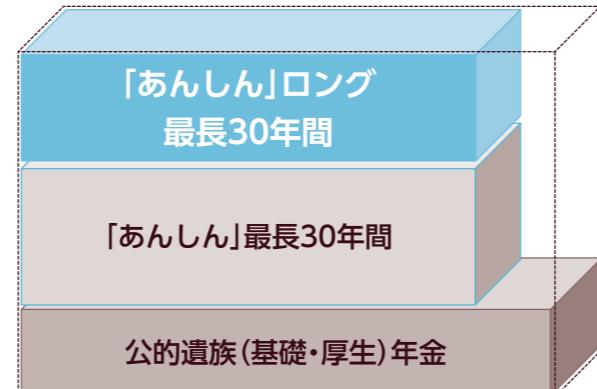
「あんしん」と「あんしん」ロングの受取期間に差がある場合、「あんしん」ロングの受取終了後、毎年不足額が発生



【これから】

《生活資金全期間準備型》

「あんしん」と合わせて不足分を必要期間に合わせて受取可能



意向確認
ご加入前の
ご確認

「あんしん」ロングは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

月払コース+ボーナス払コース(年2回)

申込コース	本 人							
	月額給付				ボーナス給付(年2回)			
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約 万円)
O1	1,737	30	5.5	1,980	763	30	14.4	869
U1	1,216	20	5.5	1,320	714	20	19.3	775
X1	934	15	5.5	990	316	15	11.1	335
V1	638	10	5.5	660	252	10	13.0	260
W1	327	5	5.5	330	163	5	16.4	164

月払コース

申込コース	本 人			
	死亡・高度障害のとき			
	月額給付			
年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)	
U	1,543	10	13.3	1,597
X	900	5	15.1	909
V	590	5	9.9	595
W	295	5	4.9	297
Z	180	3	5.0	180
Y	100	3	2.7	100

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

・半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分およびボーナス払保険部分の保険金をお支払いします。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

配偶者				
申込コース	死亡・高度障害のとき			
	月額給付			
	年金原資 [死亡・高度障害 保険金] (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)
500	500	5	8.4	505
200	200	5	3.3	202
100	100	-	-	-

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

年金払特約について

- 1. 年金の種類と型**
 - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。(定額型確定年金または、1%~7%の単利通増型確定年金)
- 2. 配当金**
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の貢増に充当します。
- 3. 年金受取人**
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 4. 年金のお支払い**
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 5. 年金払の対象となる保険金**
 - 新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金基金が50万円未満となるとき、また年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

「あんじょん」ロング

お支払いに関する重要事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。P.53~54

保険料

●保険料 (単位:円)

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

申込コース		本人																	
		性別		保険料(円)															
				年齢【保険年齢】(生年月日)				15~35歳 (H2.5.2~H23.5.1)		36~40歳 (S60.5.2~H2.5.1)		41~45歳 (S55.5.2~S60.5.1)		46~50歳 (S50.5.2~S55.5.1)					
O1	男性	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払				
		1,372	3,617	1,737	4,578	2,345	6,180	3,422	9,019	5,228	13,780	7,955	20,967	12,437	32,778	18,447	48,618	24,162	63,680
U1	女性	903	2,381	1,494	3,937	1,789	4,715	2,606	6,867	3,665	9,660	4,864	12,818	6,601	17,396	8,911	23,485	11,812	31,130
		961	3,384	1,216	4,284	1,642	5,783	2,396	8,439	3,660	12,895	5,569	19,621	8,707	30,673	12,914	45,496	16,915	59,590
X1	女性	632	2,228	1,046	3,684	1,252	4,413	1,824	6,426	2,566	9,039	3,405	11,995	4,621	16,279	6,238	21,977	8,269	29,131
		738	1,498	934	1,896	1,261	2,560	1,840	3,735	2,811	5,707	4,278	8,684	6,687	13,575	9,919	20,136	12,992	26,373
V1	女性	486	986	803	1,631	962	1,953	1,401	2,844	1,971	4,001	2,615	5,309	3,549	7,205	4,791	9,726	6,351	12,893
		504	1,194	638	1,512	861	2,041	1,257	2,979	1,920	4,551	2,922	6,925	4,568	10,826	6,776	16,057	8,875	21,032
W1	女性	332	786	549	1,300	657	1,557	957	2,268	1,346	3,190	1,786	4,234	2,424	5,746	3,273	7,757	4,338	10,282
		258	773	327	978	441	1,320	644	1,927	984	2,944	1,498	4,479	2,341	7,002	3,473	10,386	4,549	13,604
O1	女性	170	509	281	841	337	1,007	491	1,467	690	2,064	916	2,738	1,243	3,716	1,678	5,017	2,224	6,650

申込コース		本人																			
		性別		保険料(円)																	
				年齢【保険年齢】(生年月日)				51~55歳 (S45.5.2~S50.5.1)		56~60歳 (S40.5.2~S45.5.1)		61~65歳 (S35.5.2~S40.5.1)		66~70歳 (S30.5.2~S35.5.1)		71歳 (S29.5.2~S30.5.1)					
O1	男性	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払				
		5,228	13,780	7,955	20,967	12,437	32,778	18,447	48,618	24,162	63,680	3,665	9,660	4,864	12,818	6,601	17,396	8,911	23,485	11,812	31,130
U1	女性	3,660	12,895	5,569	19,621	8,707	30,673	12,914	45,496	16,915	59,590	2,566	9,039	3,405	11,995	4,621	16,279	6,238	21,977	8,269	29,131
		2,811	5,707	4,278	8,684	6,687	13,575	9,919	20,136	12,992	26,373	1,971	4,001	2,615	5,309	3,549	7,205	4,791	9,726	6,351	12,893
X1	女性	1,920	4,551	2,922	6,925	4,568	10,826	6,776	16,057	8,875	21,032	1,346	3,190	1,786	4,234	2,424	5,746	3,273	7,757	4,338	10,282
		984	2,944	1,498	4,479	2,341	7,002	3,473	10,386	4,549	13,604	690	2,064	916	2,738	1,243	3,716	1,678	5,017	2,224	6,650

申込コース		本人															
		性別		保険料(円)													
				年齢【保険年齢】(生年月日)				72歳 (S28.5.2~S29.5.1)		73歳 (S27.5.2~S28.5.1)		74歳 (S26.5.2~S27.5.1)		75歳 (S25.5.2~S26.5.1)			
O1	男性	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
		26,750	70,501	29,720	78,330	33,177	87,440	37,259	98,198	42,070	110,879	47,768	125,895	54,472	143,566	62,202	163,938
U1	女性	13,166	34,701	14,765	38,913	16,502	43,491	18,412	48,527	20,566	54,204	23,067	60,796	26,090	68,762	29,737	78,375
		18,726	65,974	20,806	73,299	23,226	81,824	26,083	91,892	29,452	103,758	33,440	117,810	38,134	134,346	43,545	153,410
X1	女性	9,217	32,473	10,336	36,414	11,552	40,698	12,890	45,410	14,397	50,723	16,148	56,892	18,264	64,346	20,818	73,342
		14,384	29,198	15,981	32,441	17,839	36,214	20,034	40,669	22,621	45,921	25,685	52,140	29,290	59,459	33,447	

月額給付コース

本人										
申込コース	性別	月払保険料(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		15~35歳 (H2.5.2 H23.5.1)	36~40歳 (S60.5.2 H2.5.1)	41~45歳 (S55.5.2 S60.5.1)	46~50歳 (S50.5.2 S55.5.1)	51~55歳 (S45.5.2 S50.5.1)	56~60歳 (S40.5.2 S45.5.1)	61~65歳 (S35.5.2 S40.5.1)	66~70歳 (S30.5.2 S35.5.1)	71歳 (S29.5.2 S30.5.1)
U	男性	1,219	1,543	2,083	3,040	4,644	7,067	11,048	16,387	21,463
	女性	802	1,327	1,589	2,315	3,256	4,320	5,863	7,916	10,492
X	男性	711	900	1,215	1,773	2,709	4,122	6,444	9,558	12,519
	女性	468	774	927	1,350	1,899	2,520	3,420	4,617	6,120
V	男性	466	590	797	1,162	1,776	2,702	4,224	6,266	8,207
	女性	307	507	608	885	1,245	1,652	2,242	3,027	4,012
W	男性	233	295	398	581	888	1,351	2,112	3,133	4,103
	女性	153	254	304	443	622	826	1,121	1,513	2,006
Z	男性	142	180	243	355	542	824	1,289	1,912	2,504
	女性	94	155	185	270	380	504	684	923	1,224
Y	男性	79	100	135	197	301	458	716	1,062	1,391
	女性	52	86	103	150	211	280	380	513	680

配偶者										
申込金額(万円)	性別	月払保険料(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		18~35歳 (H2.5.2 H20.5.1)	36~40歳 (S60.5.2 H2.5.1)	41~45歳 (S55.5.2 S60.5.1)	46~50歳 (S50.5.2 S55.5.1)	51~55歳 (S45.5.2 S50.5.1)	56~60歳 (S40.5.2 S45.5.1)	61~65歳 (S35.5.2 S40.5.1)	66~70歳 (S30.5.2 S35.5.1)	71歳 (S29.5.2 S30.5.1)
500	男性	395	500	675	985	1,505	2,290	3,580	5,310	6,955
	女性	260	430	515	750	1,055	1,400	1,900	2,565	3,400
200	男性	158	200	270	394	602	916	1,432	2,124	2,782
	女性	104	172	206	300	422	560	760	1,026	1,360
100	男性	79	100	135	197	301	458	716	1,062	1,391
	女性	52	86	103	150	211	280	380	513	680

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和7年11月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。

本人							
月払保険料(円)							
年齢【保険年齢】(生年月日)							
72歳 (S28.5.2 S29.5.1)	73歳 (S27.5.2 S28.5.1)	74歳 (S26.5.2 S27.5.1)	75歳 (S25.5.2 S26.5.1)	76歳 (S24.5.2 S25.5.1)	77歳 (S23.5.2 S24.5.1)	78歳 (S22.5.2 S23.5.1)	79歳 (S21.5.2 S22.5.1)
23,762	26,401	29,471	33,097	37,371	42,433	48,388	55,255
	11,696	13,116	14,659	16,356	18,269	20,491	23,176
13,860	15,399	17,190	19,305	21,798	24,750	28,224	32,229
6,822	7,650	8,550	9,540	10,656	11,952	13,518	15,408
9,086	10,095	11,269	12,656	14,290	16,225	18,502	21,128
4,472	5,015	5,605	6,254	6,986	7,835	8,862	10,101
4,543	5,047	5,635	6,328	7,145	8,113	9,251	10,564
2,236	2,508	2,803	3,127	3,493	3,918	4,431	5,050
2,772	3,080	3,438	3,861	4,360	4,950	5,645	6,446
1,364	1,530	1,710	1,908	2,131	2,390	2,704	3,082
1,540	1,711	1,910	2,145	2,422	2,750	3,136	3,581
758	850	950	1,060	1,184	1,328	1,502	1,712

配偶者							
月払保険料(円)							
年齢【保険年齢】(生年月日)							
72歳 (S28.5.2 S29.5.1)	73歳 (S27.5.2 S28.5.1)	74歳 (S26.5.2 S27.5.1)	75歳 (S25.5.2 S26.5.1)	76歳 (S24.5.2 S25.5.1)	77歳 (S23.5.2 S24.5.1)	78歳 (S22.5.2 S23.5.1)	79歳 (S21.5.2 S22.5.1)
7,700	8,555	9,550	10,725	12,110	13,750	15,680	17,905
	3,790	4,250	4,750	5,300	5,920	6,640	7,510
3,080	3,422	3,820	4,290	4,844	5,500	6,272	7,162
1,516	1,700	1,900	2,120	2,368	2,656	3,004	3,424
1,540	1,711	1,910	2,145	2,422	2,750	3,136	3,581
758	850	950	1,060	1,184	1,328	1,502	1,712

遺児育英型について

お子さまがいる方は必ずご確認をお願いします

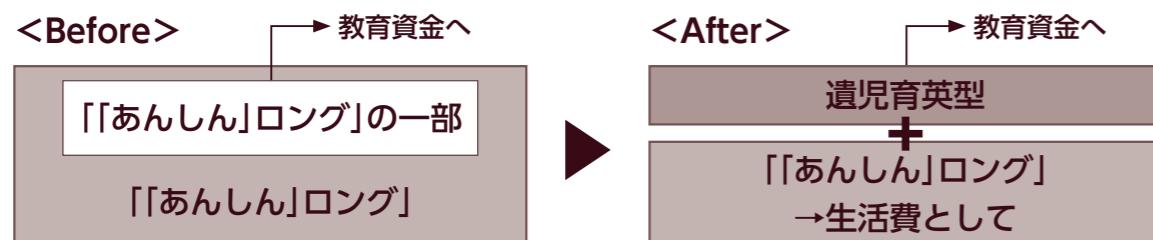
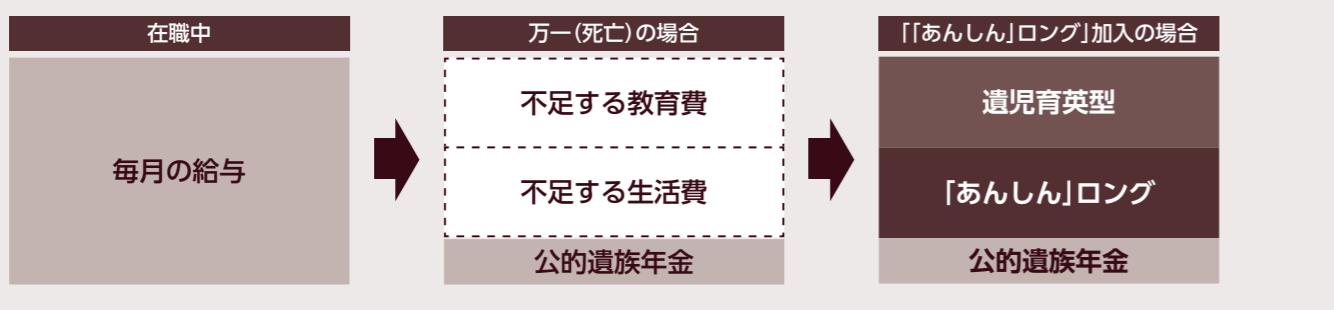
共済組合員に万一(死亡)があった場合のお子さまの

教育費の準備ができるようになりました。

「「あんしん」ロング」は公的遺族年金の補完として導入しております。この「「あんしん」ロング」に加えて、受取人をこどもとし、教育資金としてお受け取いただぐ「遺児育英型」に加入できるようになりました。



遺児育英型とは？



「「あんしん」ロング」から支払われる保険金の一部をご遺族の方自身で整理しながら教育資金として準備が必要でした

遺児育英型は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金形式で受取る制度です。

制度内容

▶ 本人が死亡・高度障害のとき 年金原資500万円・300万円

遺児育英型の受取例 【年金原資(死亡・高度障害保険金) 500万円】

こども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
年金受取年額	約24.9万円	約26万円	約27.1万円	約28.4万円	約29.9万円	約31.5万円	約33.3万円	約35.3万円	約37.7万円	約40.4万円	約43.5万円	約47.3万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
受取総額	約548万円	約546万円	約543万円	約540万円	約538万円	約535万円	約532万円	約530万円	約527万円	約525万円	約522万円	約520万円
こども年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳以上	
年金受取年額	約51.7万円	約57.2万円	約64万円	約72.8万円	約84万円	約101万円	約125万円	約166万円	約166万円	約166万円	約166万円	
受取期間	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	3年	3年	3年	
受取総額	約517万円	約514万円	約512万円	約509万円	約507万円	約505万円	約502万円	約500万円	約500万円	約500万円	約500万円	

遺児育英型の受取例 【年金原資(死亡・高度障害保険金) 300万円】

こども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
年金受取年額	約14.9万円	約15.6万円	約16.2万円	約17.0万円	約17.9万円	約18.9万円	約19.9万円	約21.2万円	約22.6万円	約24.2万円	約26.1万円	約28.3万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
受取総額	約329万円	約327万円	約325万円	約324万円	約322万円	約321万円	約319万円	約318万円	約316万円	約315万円	約313万円	約312万円
こども年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳以上	
年金受取年額	約31万円	約34.3万円	約38.4万円	約43.7万円	約50.7万円	約60.6万円	約75.3万円	約100万円	約100万円	約100万円	約100万円	
受取期間	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	3年	3年	3年	
受取総額	約310万円	約308万円	約307万円	約305万円	約304万円	約303万円	約301万円	約300万円	約300万円	約300万円	約300万円	

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間、受取年額は遺児育英型受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

「あんしん」ロング

月額保険料

(単位:円)

本人									
コース名 死亡・高度障害 保険金(万円)	性別	月払保険料(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		15~35歳 (H2.5.2 H23.5.1)	36~40歳 (S60.5.2 H2.5.1)	41~45歳 (S55.5.2 S60.5.1)	46~50歳 (S50.5.2 S55.5.1)	51~55歳 (S45.5.2 S50.5.1)	56~60歳 (S40.5.2 S45.5.1)	61~65歳 (S35.5.2 S40.5.1)	66~70歳 (S30.5.2 S35.5.1)
5コース (500万円)	男性	395	500	675	985	1,505	2,290	3,580	5,310
	女性	260	430	515	750	1,055	1,400	1,900	2,565
3コース (300万円)	男性	237	300	405	591	903	1,374	2,148	3,186
	女性	156	258	309	450	633	840	1,140	1,539

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和7年11月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

●記載の遺児育成型の保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

●期中の遺児育成型のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取扱いできません。

また、「あんしん」ロング本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「あんしん」ロング本人コース脱退の場合は、遺児育成型も脱退となります。

【遺児育成型の取扱い】

●遺児育成型は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金形式で受取る制度です。

●遺児育成型のみの加入はできません。「あんしん」ロング本人コースとセットで加入してください。

●遺児育成型は「あんしん」ロング本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。

●死亡保険金受取人となる子どもは最大4人までです。ただし、O1コースに加入の場合は最大3人までです。

本人									
月払保険料(円)									
年齢【保険年齢】(生年月日)									
71歳 (S29.5.2 S30.5.1)	72歳 (S28.5.2 S29.5.1)	73歳 (S27.5.2 S28.5.1)	74歳 (S26.5.2 S27.5.1)	75歳 (S25.5.2 S26.5.1)	76歳 (S24.5.2 S25.5.1)	77歳 (S23.5.2 S24.5.1)	78歳 (S22.5.2 S23.5.1)	79歳 (S21.5.2 S22.5.1)	
6,955	7,700	8,555	9,550	10,725	12,110	13,750	15,680	17,905	
3,400	3,790	4,250	4,750	5,300	5,920	6,640	7,510	8,560	
4,173	4,620	5,133	5,730	6,435	7,266	8,250	9,408	10,743	
2,040	2,274	2,550	2,850	3,180	3,552	3,984	4,506	5,136	

「あんしん」ロング

お取り扱いについて

加入資格	<p>本人…「あんしん」に加入している共済組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年11月1日現在満14歳6ヶ月を超え、満79歳6ヶ月までの方</p> <p>配偶者…共済組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年11月1日現在満18歳以上満79歳6ヶ月までの方</p> <p>※遺児育英型ご加入に際しては、本人について告知ください。</p> <p>【告知内容】</p> <p>本人</p> <p>【現在の就業状態】</p> <p>申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。</p> <p>(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者</p> <p>【現在の健康状態】</p> <p>申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。</p> <p>(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。</p> <p>②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者共通</p> <p>【過去12ヶ月以内の健康状態】</p> <p>申込日(告知日)より起算して過去12ヶ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。</p> <p>〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p>
	※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●1年間(令和7年11月1日～令和8年10月31日)で以後毎年更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●月払保険料は毎月の給与から控除します。(初回は令和7年11月給与から) ボーナス保険料は6月と12月のボーナスより控除します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
	<ul style="list-style-type: none"> ●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>
	(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

高度障害	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
お支払いできない場合について(解除・免責等)	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません)ことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。) ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) 2. 高度障害保険金について <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
保険会社からのお願い・ご注意	<p><保険金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社

重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)



意向確認
ご加入前の
ご確認

重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年11月1日(土)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 本人 配偶者 「あんしん」とセットでの加入となります

退職後も79歳まで継続できます

保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には「健活」のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

保障区分	保障内容	本 人・配偶者			
		500万円	300万円	200万円	100万円
主契約	●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金] (※1)	500万円	300万円	200万円	100万円
	●死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] (※1)				
7大疾病 保障特約	●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金] (※2)	250万円	150万円	100万円	50万円
がん・上皮内 新生物 保障特約	●所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金] (※2)	50万円	30万円	20万円	10万円

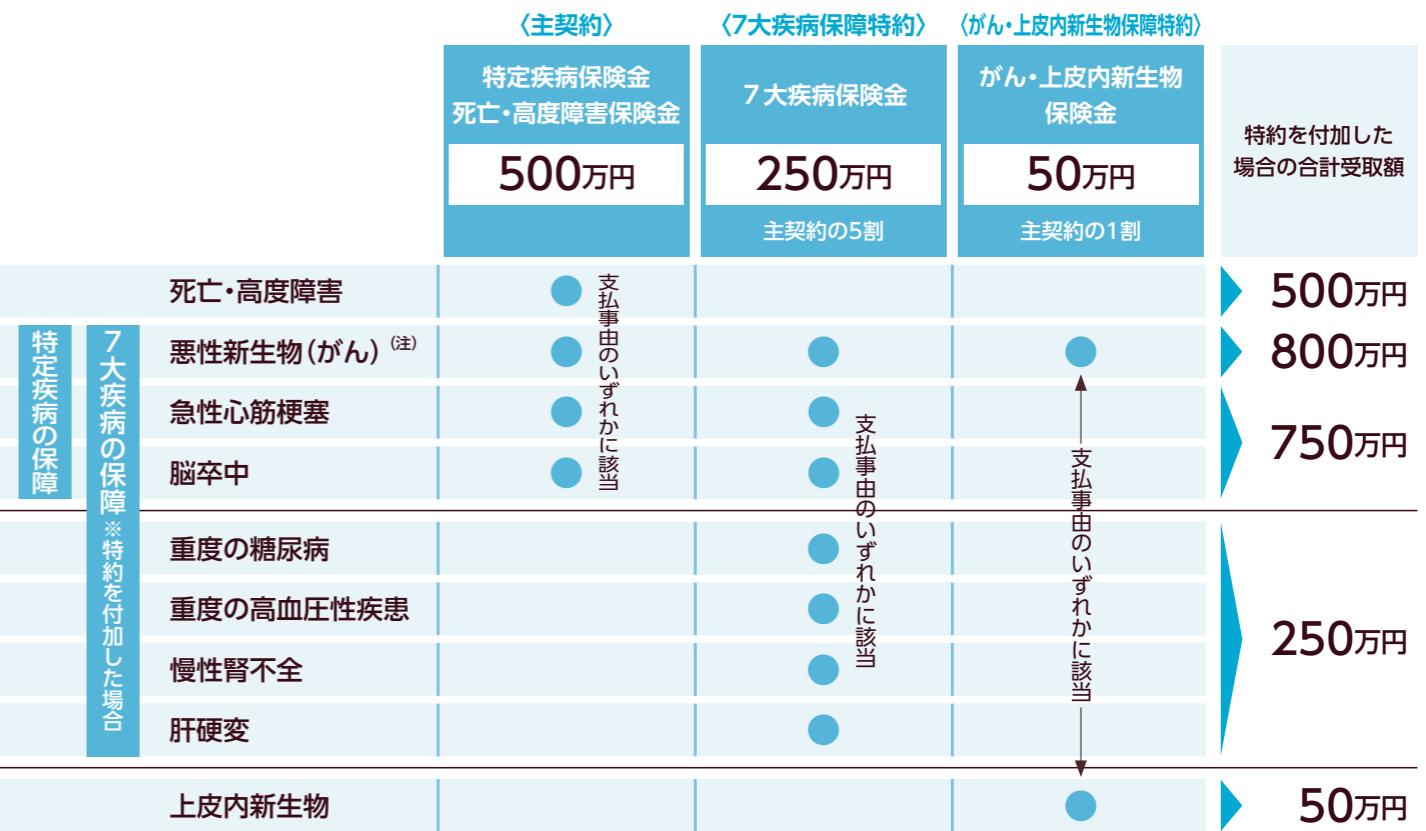
(※1)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。



ご注意

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>



(注)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

上記以外の保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

特定疾病保険金

7大疾病保険金

*13

がん・上皮内新生物
保険金

死亡保険金

高度障害保険金

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象と ならない疾患例 ^{*1}	
特定 疾病 保険 金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{*2} 悪性新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{*4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{*6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、脳卒中を発病 ^{*5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 ^{*7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、糖尿病を発病 ^{*5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{*8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{*5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{*9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{*10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{*5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{*11}	
がん・上皮内新生物 保険金	加入日前を含めてはじめて ^{*12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{*3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{*5} により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※ 1 お支払対象とならない疾患には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾患も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※ 2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※ 3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。
- ※ 4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※ 5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健診等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※ 6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※ 7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※ 8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※ 9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※ 10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※ 11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることができます。
- ※ 12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※ 13 7大疾病保険金のお支払事由にかかる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 P.83

約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.102

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.98

保険料

●月額保険料 (単位:円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・300万円・200万円・100万円>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性											
	本人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約
500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円	主契約
15歳 (H22.5.2～ H23.5.1)	535	250	60	321	150	36	214	100	24	107	50	12
16～20歳 (H17.5.2～ H22.5.1)	740	325	65	444	195	39	296	130	26	148	65	13
21～25歳 (H12.5.2～ H17.5.1)	995	350	65	597	210	39	398	140	26	199	70	13
26～30歳 (H7.5.2～ H12.5.1)	1,020	400	70	612	240	42	408	160	28	204	80	14
31～35歳 (H2.5.2～ H7.5.1)	1,265	525	80	759	315	48	506	210	32	253	105	16
36～40歳 (S60.5.2～ H2.5.1)	1,720	675	100	1,032	405	60	688	270	40	344	135	20
41～45歳 (S55.5.2～ S60.5.1)	2,390	975	150	1,434	585	90	956	390	60	478	195	30
46～50歳 (S50.5.2～ S55.5.1)	4,005	1,700	235	2,403	1,020	141	1,602	680	94	801	340	47
51～55歳 (S45.5.2～ S50.5.1)	6,660	2,700	360	3,996	1,620	216	2,664	1,080	144	1,332	540	72
56～60歳 (S40.5.2～ S45.5.1)	10,440	4,600	620	6,264	2,760	372	4,176	1,840	248	2,088	920	124
61～65歳 (S35.5.2～ S40.5.1)	16,285	7,325	1,135	9,771	4,395	681	6,514	2,930	454	3,257	1,465	227
66～70歳 (S30.5.2～ S35.5.1)	24,120	10,575	1,740	14,472	6,345	1,044	9,648	4,230	696	4,824	2,115	348

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性											
	本人・配偶者											
	500万円			300万円			200万円			100万円		
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約
500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円	主契約
71歳 (S29.5.2～ S30.5.1)	30,360	13,025	2,075	18,216	7,815	1,245	12,144	5,210	830	6,072	2,605	415
72歳 (S28.5.2～ S29.5.1)	32,805	13,900	2,195	19,683	8,340	1,317	13,122	5,560	878	6,561	2,780	439
73歳 (S27.5.2～ S28.5.1)	35,455	14,750	2,305	21,273	8,850	1,383	14,182	5,900	922	7,091	2,950	461
74歳 (S26.5.2～ S27.5.1)	38,385	15,650	2,420	23,031	9,390	1,452	15,354	6,260	968	7,677	3,130	484
75歳 (S25.5.2～ S26.5.1)	41,665	16,275	2,535	24,999	9,765	1,521	16,666	6,510	1,014	8,333	3,255	507
76歳 (S24.5.2～ S25.5.1)	45,330	16,900	2,640	27,198	10,140	1,584	18,132	6,760	1,056	9,066	3,380	528
77歳 (S23.5.2～ S24.5.1)	49,435	17,500	2,725	29,661	10,500	1,635	19,774	7,000	1,090	9,887	3,500	545
78歳 (S22.5.2～ S23.5.1)	53,980	18,075	2,800	32,388	10,845	1,680	21,592	7,230	1,120	10,796	3,615	560
79歳 (S21.5.2～ S22.5.1)	59,005	18,750	2,885	35,403	11,250	1,731	23,602	7,500	1,154	11,801	3,750	577

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性											
	本人・配偶者						被保険者					
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
15歳 (H22.5.2～ H23.5.1)	510	275	60	306	165	36	204	110	24	102	55	12
16～20歳 (H17.5.2～ H22.5.1)	615	325	75	369	195	45	246	130	30	123	65	15
21～25歳 (H12.5.2～ H17.5.1)	740	375	125	444	225	75	296	150	50	148	75	25
26～30歳 (H7.5.2～ H12.5.1)	945	500	160	567	300	96	378	200	64	189	100	32
31～35歳 (H2.5.2～ H7.5.1)	1,355	725	225	813	435	135	542	290	90	271	145	45
36～40歳 (S60.5.2～ H2.5.1)	2,000	1,100	305	1,200	660	183	800	440	122	400	220	61
41～45歳 (S55.5.2～ S60.5.1)	2,930	1,825	400	1,758	1,095	240	1,172	730	160	586	365	80
46～50歳 (S50.5.2～ S55.5.1)	3,700	2,375	500	2,220	1,425	300	1,480	950	200	740	475	100
51～55歳 (S45.5.2～ S50.5.1)	4,845	3,025	515	2,907	1,815	309	1,938	1,210	206	969	605	103
56～60歳 (S40.5.2～ S45.5.1)	5,975	4,025	595	3,585	2,415	357	2,390	1,610	238	1,195	805	119
61～65歳 (S35.5.2～ S40.5.1)	8,490	4,775	805	5,094	2,865	483	3,396	1,910	322	1,698	955	161
66～70歳 (S30.5.2～ S35.5.1)	11,220	6,375	905	6,732	3,825	543	4,488	2,550	362	2,244	1,275	181

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性											
	本人・配偶者						被保険者					
	500万円			300万円			200万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	100万円	50万円	10万円
71歳 (S29.5.2～ S30.5.1)	13,930	7,250	990	8,358	4,350	594	5,572	2,900	396	2,786	1,450	198
72歳 (S28.5.2～ S29.5.1)	15,300	7,525	1,025	9,180	4,515	615	6,120	3,010	410	3,060	1,505	205
73歳 (S27.5.2～ S28.5.1)	16,810	7,825	1,060	10,086	4,695	636	6,724	3,130	424	3,362	1,565	212
74歳 (S26.5.2～ S27.5.1)	18,385	8,100	1,095	11,031	4,860	657	7,354	3,240	438	3,677	1,620	219
75歳 (S25.5.2～ S26.5.1)	20,030	8,550	1,135	12,018	5,130	681	8,012	3,420	454	4,006	1,710	227
76歳 (S24.5.2～ S25.5.1)	21,725	9,050	1,165	13,035	5,430	699	8,690	3,620	466	4,345	1,810	233
77歳 (S23.5.2～ S24.5.1)	23,535	9,575	1,205	14,121	5,745	723	9,414	3,830	482	4,707	1,915	241
78歳 (S22.5.2～ S23.5.1)	25,555	10,200	1,240	15,333	6,120	744	10,222	4,080	496	5,111	2,040	248
79歳 (S21.5.2～ S22.5.1)	27,840	10,825	1,280	16,704	6,495	768	11,136	4,330	512	5,568	2,165	256

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・新規加入は65歳までとなります。

・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

保険金の年金受取について

保険金の年金受取が可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

保険金額 (全額一時金の場合)	年金受取 プラン	受取イメージ(例)				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
本人・ 配偶者	500万円	年金月額 約8.4万円 ×12カ月	年金月額 約8.4万円 ×12カ月	年金月額 約8.4万円 ×12カ月	年金月額 約8.4万円 ×12カ月	年金月額 約8.4万円 ×12カ月 /年金原資 500万円
	300万円	年金月額 約6.2万円 ×12カ月	年金月額 約6.2万円 ×12カ月	年金月額 約6.2万円 ×12カ月	年金月額 約6.2万円 ×12カ月	年金原資 300万円
	200万円	年金月額 約5.5万円 ×12カ月	年金月額 約5.5万円 ×12カ月	年金月額 約5.5万円 ×12カ月	年金原資 200万円	
	100万円	年金月額 約4.1万円 ×12カ月	年金月額 約4.1万円 ×12カ月	年金原資 100万円		

※年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただけます。

※年金受取金額は、1カ月あたりの金額を表記していますが、年金のお支払いは毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

※年金の取り扱いについては、下記をご覧ください。

<年金の取り扱いについて>

1. 年金の種類と型
●年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
 2. 配当金
●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
 3. 年金受取人
●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
 4. 年金のお支払い
●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
 5. 年金払の対象となる保険金
●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- ・この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

保険料払込免除について

約款に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になったとき、それ以降に払込期月の到来する保険料については払込みが免除されます。(ただし、その日が払込期月の初日からその月の契約応当日の前日までのときは、その払込期月の保険料を含みます。)

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

治療費支援型



意向確認
ご加入前の
ご確認

治療費支援型は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年11月1日(土)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども** 「あんしん」とセットでのご加入となります
退職後も79歳まで継続できます

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本人・配偶者	本人・配偶者・こども
病気・ケガで入院したとき (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、 以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円	
「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円	
「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円	
先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかる費用と同額		

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.89**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.92**

加入取扱いに関するご注意



●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。

保険料

●月額保険料 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点での算出額であり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障		男性	女性
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
15～20歳 (H17.5.2～H23.5.1)	512	290	411	240
21～25歳 (H12.5.2～H17.5.1)	445	256	585	327
26～30歳 (H7.5.2～H12.5.1)	454	261	802	435
31～35歳 (H2.5.2～H7.5.1)	488	278	898	483
36～40歳 (S60.5.2～H2.5.1)	594	332	884	476
41～45歳 (S55.5.2～S60.5.1)	729	399	860	464
46～50歳 (S50.5.2～S55.5.1)	942	505	942	505
51～55歳 (S45.5.2～S50.5.1)	1,217	642	1,062	565
56～60歳 (S40.5.2～S45.5.1)	1,656	863	1,246	657
61～65歳 (S35.5.2～S40.5.1)	2,231	1,149	1,545	807
66～69歳 (S31.5.2～S35.5.1)	2,583	1,326	1,946	1,007
70歳 (S30.5.2～S31.5.1)	2,771	1,420	2,153	1,111
71歳 (S29.5.2～S30.5.1)	2,878	1,473	2,260	1,164
72歳 (S28.5.2～S29.5.1)	2,998	1,534	2,371	1,220
73歳 (S27.5.2～S28.5.1)	3,124	1,596	2,477	1,273
74歳 (S26.5.2～S27.5.1)	3,269	1,669	2,588	1,328
75歳 (S25.5.2～S26.5.1)	3,413	1,741	2,704	1,386
76歳 (S24.5.2～S25.5.1)	3,558	1,814	2,820	1,444

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
77歳 (S23.5.2～S24.5.1)	3,732	1,901	2,960	1,514
78歳 (S22.5.2～S23.5.1)	3,891	1,980	3,085	1,577
79歳 (S21.5.2～S22.5.1)	4,080	2,074	3,230	1,649

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	基本保障	
	2.5万円	
3～22歳 (H15.5.2～R5.5.1)	343	

治療費支援型給付イメージ

■支援給付金額5万円の場合

入院・治療の種類に応じて支払います

支払事由	給付イメージ	通算限度
先進医療 給付特約	先進医療 による療養を 受けたとき	先進医療の技術に 係る費用と同額
外来放射線 治療 給付金	入院を伴わない 放射線治療を 受けたとき	60日の間に1回を限度 5万円
治療支援 給付特約 <small>(支援給付金額 5万円の場合)</small>	外来手術 給付金	60日の間に1回を限度 5万円
	入院支援 給付金	1入院につき5回を限度 5万円 5万円 5万円 5万円 5万円 入院1日目 31日目 61日目 91日目 121日目 36回

※各給付金のお支払いに関するご注意はP89をご確認ください。

※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。



意向確認
ご加入前の
ご確認

短期療養型は、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年11月1日(土)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 **本人** 「あんしん」とセットでのご加入となります

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

[基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約]

保障内容		10万円コース	5万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回) <主契約> [就業不能給付金]	基準給付金 月額 10万円	基準給付金 月額 5万円
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回) <特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]		
	第1回就業不能給付金または 第1回特定精神障害給付金が 支払われるとき <初期支援給付特約> [初期支援給付金]		
基礎保障	5万円	2.5万円	

(注)第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。

ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。

(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

給付イメージ

【例】基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合

初期支援給付金額

5
万円

基準給付金月額



※不支給期間を超えて、各支払基準日まで、就業不能状態が継続している場合、就業不能給付金または特定精神障害給付金をお支払いします。

給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下の支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。

給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.92

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.95

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。

- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

保険料

●月額保険料 (単位:円)

<基本保障:主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男 性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
15~20歳 (H17.5.2~H23.5.1)	1,195	598
21~25歳 (H12.5.2~H17.5.1)	1,220	610
26~30歳 (H7.5.2~H12.5.1)	1,230	615
31~35歳 (H2.5.2~H7.5.1)	1,385	693
36~40歳 (S60.5.2~H2.5.1)	1,490	745
41~45歳 (S55.5.2~S60.5.1)	1,615	808
46~50歳 (S50.5.2~S55.5.1)	1,945	973
51~55歳 (S45.5.2~S50.5.1)	2,505	1,253
56~60歳 (S40.5.2~S45.5.1)	3,605	1,803
61~65歳 (S35.5.2~S40.5.1)	5,305	2,653
66~69歳 (S31.5.2~S35.5.1)	6,635	3,318

女 性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
15~20歳 (H17.5.2~H23.5.1)	1,355	678
21~25歳 (H12.5.2~H17.5.1)	1,315	658
26~30歳 (H7.5.2~H12.5.1)	1,590	795
31~35歳 (H2.5.2~H7.5.1)	1,775	888
36~40歳 (S60.5.2~H2.5.1)	1,810	905
41~45歳 (S55.5.2~S60.5.1)	2,050	1,025
46~50歳 (S50.5.2~S55.5.1)	2,390	1,195
51~55歳 (S45.5.2~S50.5.1)	2,595	1,298
56~60歳 (S40.5.2~S45.5.1)	3,185	1,593
61~65歳 (S35.5.2~S40.5.1)	4,305	2,153
66~69歳 (S31.5.2~S35.5.1)	4,585	2,293

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

長期休職
への備え

意向確認
ご加入前の
ご確認

長期療養型は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年11月1日(土)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 本人 「あんしん」とセットでのご加入となります

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。
(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。



* 55～64歳の方は3年が限度です。

* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●月額保険料 (単位:円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男性		女性	
			保険金月額 10万円 2コース	保険金月額 5万円 1コース	保険金月額 10万円 2コース	保険金月額 5万円 1コース
15～24歳 (H12.11.2～H22.11.1)	365日	65歳	828	414	563	281
25～29歳 (H7.11.2～H12.11.1)			863	432	725	362
30～34歳 (H2.11.2～H7.11.1)			938	469	984	492
35～39歳 (S60.11.2～H2.11.1)			1,156	578	1,445	722
40～44歳 (S55.11.2～S60.11.1)			1,754	877	2,338	1,169
45～49歳 (S50.11.2～S55.11.1)			2,580	1,290	3,400	1,700
50～54歳 (S45.11.2～S50.11.1)			3,718	1,859	4,556	2,278
55～59歳 (S40.11.2～S45.11.1)		3年	2,404	1,202	2,538	1,269
60～64歳 (S35.11.2～S40.11.1)			4,156	2,078	3,888	1,944

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.98

傷害総合型



ケガ・日常生活上の
リスクへの備え

意向確認
ご加入前の
ご確認

傷害総合型は、急激かつ偶然な外來の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年11月1日(土)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども** 「あんしん」とセットでのご加入となります
退職後も79歳まで継続できます

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外來の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。
- 日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。
- 国内において、被保険者が被った身体の障害、財物の損壊・盗取、被保険者に発生した人格権侵害^(注*)による精神的苦痛に関する紛争について、弁護士費用等・法律相談費用を負担した場合、保険金をお支払いします。

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、事故担当窓口を通じて明治安田損保へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた明治安田損保が、日本弁護士連合会を通じて弁護士紹介を依頼し、各地の弁護士会がお客さまに弁護士を紹介します。

(注*)人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本人	配偶者	こども
		Aコース	Bコース	Cコース
傷害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)(状況により) [手術保険金]	1.5または 3万円	1.5または 3万円	1.5または 3万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 2,000円

補償概要・補償項目	本人	配偶者	こども
	Aコース	Bコース	Cコース
自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合(免責3,000円) [携行品損害保険金]	10万円	10万円	10万円
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまつ たり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]	10,000万円 (注▲)	—	—
国内において、被保険者が被った 身体の障害、財物の損壊・盗取、 被保険者に発生した人格権侵害 (注*)による精神的苦痛に関する 紛争について、弁護士費用等・ 法律相談費用を負担した場合 [弁護士費用等保険金]	300万円 (注○)	—	—
レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合(免責3,000円以上) [レンタル用品賠償責任保険金]	10万円 (注▲)	—	—
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合(免責1,000円以上) [キャンセル費用保険金]	10万円	10万円	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 [救援者費用等保険金]	150万円	150万円	150万円
月額保険料	960	800	800

(注▲)賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

・配偶者 **・本人またはその配偶者の同居の親族** **・本人またはその配偶者の別居の未婚の子**
なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注○)弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。

・配偶者 **・本人またはその配偶者の同居の親族** **・本人またはその配偶者の別居の未婚の子**
なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.85



保険期間 令和7年11月1日(土)～令和8年10月31日(土)

保障内容等(契約概要部分)

具体的な給付例

日額5,000円加入の場合

事例A		手術
上皮内がんを発症し、日帰りでファイバースコープ手術を受けた場合		
充実型より		
疾病手術保険金	5,000円 × 10倍 = 5万円	
三大疾病手術保険金	5,000円 × 10倍 = 5万円	
給付合計	10万円	
※基本型の単独加入の場合、給付対象外		

事例B		入院	手術
盲腸で手術を受け継続して6日間入院			
※虫垂切除術			
基本型より			
入院給付金	5,000円 × 6日間 = 3万円		
充実型より			
疾病手術保険金	5,000円 × 10倍 = 5万円		
給付合計	8万円		
※基本型の単独加入の場合、入院給付のみ			

事例C		入院	手術
帝王切開で帝王切開娩出術を受け、その後継続して10日間入院			
基本型より			
入院給付金	5,000円 × 10日間 = 5万円		
充実型より			
女性疾病入院保険金	5,000円 × 10日間 = 5万円		
疾病手術保険金	5,000円 × 10倍 = 5万円		
女性疾病手術保険金	5,000円 × 10倍 = 5万円		
給付合計	20万円		
※基本型の単独加入と比較して、4倍の給付			

事例D		入院	手術
腎不全で腎移植手術を受け継続して20日間入院			
基本型より			
入院給付金	5,000円 × 20日間 = 10万円		
充実型より			
腎臓病・肝臓病入院保険金	5,000円 × 20日間 = 10万円		
疾病手術保険金	5,000円 × 40倍 = 20万円		
腎臓病・肝臓病手術保険金	5,000円 × 40倍 = 20万円		
給付合計	60万円		
※基本型の単独加入と比較して、6倍の給付			

基本型

加入対象者 本人 配偶者 こども

「あんしん」とセットでの加入となります
退職後も69歳まで継続できます

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本 人・配偶者		本 人・配偶者・こども	
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数

●給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

保険金・給付金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.88

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.89

意向確認
ご加入前の
ご確認

基本型は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。充実型は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

充実型

加入対象者 本人 配偶者 本人・配偶者の親(親介護特約のみ)

「基本型」とセットかつ同日額での加入となります
退職後も69歳まで継続できます

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

※一部支払い制限のある手術があります。

保障内容	本 人・配偶者				
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	
1M・1Fコース					
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を目的として1日以上入院したとき	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数	
【三大疾病、糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金】					
病気やケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円	
【疾病・傷害手術保険金】					
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円	
【三大疾病、糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金】					
所定の要介護状態になったとき	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	
【介護保険金】					
女性のみ	保障内容	1Fコース	8Fコース	5Fコース	
	女性疾病の治療を目的として1日以上入院したとき	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
	【女性疾病入院保険金】				
	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
【女性疾病手術保険金】					
女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	手術の種類に応じて 20・40万円	手術の種類に応じて 16・32万円	手術の種類に応じて 10・20万円	手術の種類に応じて 6・12万円	
【女性疾病手術保険金】					

親介護特約をセットすることができます。

親介護特約	保障内容	P3 コース		
		親介護保険金額 300万円 (1回を限度)	親介護保険金額 200万円 (1回を限度)	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)
親が所定の要介護状態になったとき				
【親介護保険金】				

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.95

「充実型」へ
加入すれば、給付額も
増えてさらに安心!!



保険料

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

基本型

●月額保険料 (単位:円)

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
15~19歳 (H18.5.2~H23.5.1)	2,030	1,624	1,015	609
20~24歳 (H13.5.2~H18.5.1)	2,590	2,072	1,295	777
25~29歳 (H8.5.2~H13.5.1)	2,980	2,384	1,490	894
30~34歳 (H3.5.2~H8.5.1)	3,130	2,504	1,565	939
35~39歳 (S61.5.2~H3.5.1)	3,120	2,496	1,560	936
40~44歳 (S56.5.2~S61.5.1)	3,430	2,744	1,715	1,029
45~49歳 (S51.5.2~S56.5.1)	3,930	3,144	1,965	1,179
50~54歳 (S46.5.2~S51.5.1)	4,990	3,992	2,495	1,497
55~59歳 (S41.5.2~S46.5.1)	6,390	5,112	3,195	1,917
60~64歳 (S36.5.2~S41.5.1)	8,650	6,920	4,325	2,595
65~69歳 (S31.5.2~S36.5.1)	12,390	9,912	6,195	3,717

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	5,000円	3,000円
3~22歳 (H15.5.2~R5.5.1)	1,095	657

・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

充実型

●月額保険料 (単位:円)

<入院保険金日額・手術基準日額: 10,000円・8,000円・5,000円・3,000円、介護保険金額: 全コース一律100万円>

- 保険料は概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性				女性							
	本人・配偶者		本人・配偶者		10,000円 1Mコース	8,000円 8Mコース	5,000円 5Mコース	3,000円 3Mコース	10,000円 1Fコース	8,000円 8Fコース	5,000円 5Fコース	3,000円 3Fコース
15歳 (H22.5.2~H23.5.1)	790	630	400	250	1,310	1,040	660	410				
16~20歳 (H17.5.2~H22.5.1)	860	690	440	270	1,380	1,100	700	430				
21~25歳 (H12.5.2~H17.5.1)	890	720	450	280	1,470	1,190	740	460				
26~30歳 (H7.5.2~H12.5.1)	990	800	510	320	1,830	1,480	930	580				
31~35歳 (H2.5.2~H7.5.1)	1,050	830	530	330	1,780	1,410	890	550				
36~40歳 (S60.5.2~H2.5.1)	1,080	850	530	340	1,850	1,470	920	570				
41~45歳 (S55.5.2~S60.5.1)	1,130	900	570	350	2,090	1,670	1,050	640				
46~50歳 (S50.5.2~S55.5.1)	1,350	1,080	670	430	2,550	2,040	1,270	790				
51~55歳 (S45.5.2~S50.5.1)	2,140	1,740	1,100	700	3,520	2,840	1,790	1,120				
56~60歳 (S40.5.2~S45.5.1)	3,170	2,540	1,630	1,030	4,720	3,780	2,410	1,500				
61~65歳 (S35.5.2~S40.5.1)	4,720	3,820	2,490	1,610	6,330	5,110	3,290	2,090				
66~69歳 (S31.5.2~S35.5.1)	6,660	5,440	3,610	2,390	8,290	6,750	4,420	2,880				

親介護特約

(単位:円) <親介護保険金額: 300万円・200万円・100万円>

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	36~40歳 (S60.5.2 H2.5.1)	41~45歳 (S55.5.2 S60.5.1)	46~50歳 (S50.5.2 S55.5.1)	51~55歳 (S45.5.2 S50.5.1)	56~60歳 (S40.5.2 S45.5.1)	61~65歳 (S35.5.2 S40.5.1)	66~70歳 (S30.5.2 S35.5.1)	71~75歳 (S25.5.2 S30.5.1)	76~80歳 (S20.5.2 S25.5.1)	81~85歳 (S15.5.2 S20.5.1)
300万円 P3コース	10	40	80	180	370	800	1,650	3,510	7,480	15,910
200万円 P2コース	10	30	60	120	250	530	1,100	2,340	4,990	10,610
100万円 P1コース	10	10	30	60	120	270	550	1,170	2,490	5,300



意向確認
ご加入前の
ご確認

傷害基本型は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和7年11月1日(土)～令和8年10月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども** 「あんしん」とセットでのご加入となります
退職後も79歳まで継続できます

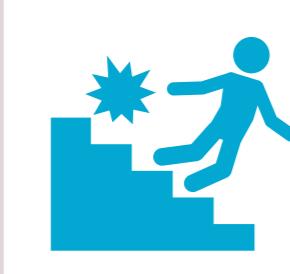
保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位:円)

補償概要・補償項目		本 人	配偶者	こども
		1コース	2コース	3コース
傷 害	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度) (状況により) [手術保険金]	1.5または 3万円	1.5または 3万円	1.5または 3万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 2,000円
月 額 保 険 料		660	660	660

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.85



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	83
保険金・給付金をお支払いできない場合について	84
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	84
「あんしん」	84
傷害基本型	85
傷害総合型	85
医療制度<基本型>	88
治療費支援型	89
短期療養型	92
医療制度<充実型>	95
重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)	98
長期療養型	98
その他の	99

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

「あんしん」・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

- 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

「あんしん」・傷害基本型・傷害総合型・医療制度<基本型>・治療費支援型・短期療養型・医療制度<充実型>・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)・長期療養型

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注)生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき

*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(注)生命保険商品のみ)

- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

*重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注)長期療養型を除く)、●その他上記と同等の事由があったとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

「あんしん」

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)
障害初期給付金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額 (死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

- ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
- ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
- ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。
- ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
 - 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
 - 初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
 - 社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

- 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のすべての指を欠くもの

8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
 11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 13. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
障害初期給付金の対象となる障害状態とは
 障害年金2級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)
 1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
 5. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 6. 平衡機能に著しい障害を有するもの
 7. そしゃくの機能を欠くもの
 8. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
 9. 両上肢の手や指およびひとさし指または中指を欠くもの
 10. 両上肢の手や指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
 11. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
 12. 1上肢のすべての指を欠くもの
 13. 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 14. 両下肢のすべての指を欠くもの
 15. 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
 16. 1下肢を足関節以上で欠くもの
 17. 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
 18. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 19. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 20. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合せください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金 障害保険金 障害初期給付金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

傷害基本型・傷害総合型

■保険金・給付金のお支払いについて

下表では、傷害基本型・傷害総合型で設定された項目(保険金)の全部を記載しております。したがって、ご加入のコースによっては対象とならないものがありますので、ご加入のコースに設定されている項目(保険金)は、各制度の契約概要のページをご確認ください。

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象

手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金 (○)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)
弁護士費用等・法律相談費用保険金	国内において被保険者に発生した次の原因事故に関する紛争について、弁護士または認定司法書士に委任したことにより被保険者が弁護士費用等を負担した場合または、法律相談をしたことにより法律相談費用を負担した場合 ●被保険者が被った身体の障害 ●被保険者の財物の損壊・盗取 ●被保険者に発生した人格権侵害(注*)による精神的苦痛	・被保険者が負担した弁護士費用等の額 (1事故1被保険者あたり300万円限度) (★) ・被保険者が負担した法律相談費用の額 (1事故1被保険者あたり10万円限度) (★) *いづれの保険金も、法律相談や委任契約締結の前に明治安田損保の事前の同意が必要です。 *お支払金額は当社の定める基準によります。
レンタル用品賠償責任保険金 (○)	日本国内でレンタル業者より賃借(期間6ヶ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(☆)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度) (★)
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービスをキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度) (★)
救援者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●捜索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸経費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度) (★)

(注*)人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突然の外的アクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
- 「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書・診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

①長管骨(注3)または脊柱
 ②長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)
 ③肋(ろつ)骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
 ④頸骨または頸関節。ただし、線副子等で上下頸を一体化に固定した場合に限ります。
 (注1)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等(上下頸を一体化に固定した場合に限ります。)およびハローベストをいいます。
 (注2)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。
 (注3)上肢の上腕骨、桡(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。
 (注4)上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
 ●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
 ●所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
 ●救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。
 ●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
 (◎)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
 (◎)：日本国内でお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
 (★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
 (☆)：事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故	
●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき	
・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注)	
・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと	
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと	
・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと	など
入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害
携行品損害保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハンググライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●自殺行為・闘争行為による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故
賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故

弁護士費用等・法律相談費用保険金	●保険契約者、被保険者の故意または重大な過失により発生した紛争 ●財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化 ●職務遂行に関する紛争および職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関する紛争 ●医療事故による被害 ●被保険者(本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子)の間に発生した紛争、またはこれらの被保険者とその親族との間に発生した紛争 ●自動車事故の被害による紛争 ●騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由による被害に関する紛争	など
レンタル用品賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●職務の用に供されている間の損壊・盗取 ●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など ●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取 ●レンタル用品の置き忘れ、紛失 ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動の用具 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
キャンセル費用保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●予約日や提供日が明確でないサービス ●職務遂行に関するサービス ●妊娠・出産・早産・流産による入院 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
救援者費用等保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による事故 ●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故 ●自殺行為・闘争行為による事故 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

医療制度<基本型>

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
 注被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
 (注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設

(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
 •治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発しているときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	<ul style="list-style-type: none">●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

治療費支援型

■給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上の入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

＜給付金に関するご注意＞

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。

- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。

- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。

- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。

- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。

- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。

- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。

- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。

- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。

- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。

- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。

- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。

- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。

- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。

- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。

- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含まれません。

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)

- 先進医療以外の評価療養のための費用

- 選定療養のための費用

- 食事療養のための費用

- 生活療養のための費用

- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。

- 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」

- 2. その医療技術ごとの「適応症」

- 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療

- 上記1～3は隨時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。

- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

ご注意いただきたいこと

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき
外来手術給付金	●その被保険者の故意または重大な過失によるとき
外来放射線治療給付金	●その被保険者の犯罪行為によるとき
先進医療給付金	●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
	●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
	●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
	●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
	●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
	●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。

(1) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5行コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

備考

①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。

②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5行コード

新生物の性状を表す第5行コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、統発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2) 平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、腫部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

■別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

■別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

短期療養型

■給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	<p><第1回> 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき</p> <p><第2回以降> 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき</p>	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
特定精神障害給付金	<p><第1回> 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき</p> <p><第2回以降> 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき</p>	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
初期支援給付金	<p>傷害または発病した疾患により、保険期間満了時までに第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態に該当したとき</p> <p>特定精神障害により、保険期間満了時までに第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき</p>	基準給付金月額の2分の1をお支払いします。

(注1)「不支給期間」とは

「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

- 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3) (注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。
- 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
 - ①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
 - ②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾患を直接の原因とする就業不能状態であること
 - ③その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

ご注意いただきたいこと

●「支払基準日」とは、以下と定義します。

①第1回支払基準日

第1回の就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。)

②第2回以降の支払基準日

第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けため、柔道整復師法に定める施設に収容された場合には、その施設を含みます。)

(2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

●「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
心理的発達の障害	F80-F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90-F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

●「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること

②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること

③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「特定支払基準日」とは、以下と定義します。

①第1回特定支払基準日

第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)

②第2回以降の特定支払基準日

第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

【初期支援給付金について】

●初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。

・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき

①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の所定の就業不能状態であること

②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること

③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した所定の就業不能状態であること

④その被保険者について第1回の就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること

・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき

①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の特定就業不能状態であること

②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること

③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した特定就業不能状態であること

④その被保険者について第1回の特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

＜給付金のお支払いに関するご注意＞

●被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)。

①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき

②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき

③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき

※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。

●就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。

●特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。

●就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。

●保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。

①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき

②この保険契約(または特約)が解約されたとき

③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
特定精神障害給付金 (注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
初期支援給付金	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金をお支払いできない場合

(注1)精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(※1)

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(※2)	F10-F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
知的障害<精神遅滞>	F70-F79
心理的発達の障害	F80-F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90-F98
詳細不明の精神障害	F99

(※1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。

(※2)薬物依存に該当するものを除きます。

ご注意いただきたいこと

(注2)薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(注3)妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4)下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分類項目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的原因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

医療制度<充実型>

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病的治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 *1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病的治療を目的として入院したとき	
疾病手術保険金	疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
三大疾病手術保険金	三大疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 *手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性手術保険金	女性疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
傷害手術保険金	傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 *1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 *1回を限度とします。

●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。

- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません注。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
注したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばつてい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。
- 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払保険料の全額を一時にお払みいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- 三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物(がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の統発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の統発・後遺症 26. 脳内出血の統発・後遺症 27. 脳梗塞の統発・後遺症

- ※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする統発症、合併症、後遺症を含みます。
- 糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患
 - 腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糖尿病 2. 脂肪肝 3. 肾不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウィルス肝炎 7. 肝疾患	
 - 女性疾病入院保険金および女性手術保険金における女性疾病的範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません	
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの

ご注意いただきたいこと

乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物
--------------------------------	----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕(はんこん)の原因となつた傷害または疾病	1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術 2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因となつた傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ホ)衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ホ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ハ)火の不始末をする。 (ロ)物を盗む、またはむやみに物を集め。 (ホ)物を盗む、またはむやみに物を集め。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害手術保険金を除きます。) ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など ただし、②③④については、親介護保険金を支払わるのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限ります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。 ●告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

長期療養型

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(366日目)	満65歳に達した日*
満55歳以上の方	3年を限度*	

*ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
(イ)その身体障害の治療のため、入院していること
(ロ)イ以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
(ハ)イロ以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

1 - $\frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することができますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
- 注したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

【保険金・給付金のお支払いできない場合について】

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき

- ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
- ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害（一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。） ●脱退後に開始した就業障害 <p>など</p>

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできることあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害（アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。）を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F00～F09、F20～F99

例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害（躁うつ病）、強迫性障害（強迫神経症）、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

【その他】

【補償の重複について】

【傷害総合型・長期療養型】

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されます（いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります）。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。（注）

（注）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただいた補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約 携行品損害補償特約	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約 携行品損害補償特約
	団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

【リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について】

【重病克服型（健康サポート・キャッシュバックプラス）】

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

【治療費支援型・短期療養型】

- 給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方
- お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。
- 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。
- 給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- 給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

【重病克服型（健康サポート・キャッシュバックプラス）】

- 代理請求特約（Y）の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

注「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
- 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方
- 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）
- 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約（Y）を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知ることができます。

- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

傷害基本型・傷害総合型・医療制度<充実型>・長期療養型

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります)。

②上記①の方がない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

「あんしん」・医療制度<基本型>・治療費支援型・短期療養型・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

傷害基本型・傷害総合型・医療制度<充実型>・長期療養型

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日(往)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(注)下線部分について

【傷害基本型・傷害総合型】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」

【長期療養型】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」

となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

医療制度<充実型>・長期療養型

- 告知の大切さについて、ご確認ください。
- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されると保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出してください義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません)。
- ※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たにご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

約款規定について

重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

傷害基本型・傷害総合型・医療制度<充実型>・長期療養型

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

傷害基本型・傷害総合型・医療制度<充実型>・長期療養型

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

「あんしん」・医療制度<基本型>・治療費支援型・短期療養型・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話でお受けしております。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

傷害基本型・傷害総合型・医療制度<充実型>・長期療養型

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>をご覧ください。

【傷害基本型・傷害総合型】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返り金等は、原則として80%まで補償されます。

【医療制度<充実型>・長期療養型】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は原則として90%まで補償されます。



「医療保障保険契約内容登録制度」について ～あなたのご契約内容が登録されます～

医療制度<基本型>・治療費支援型

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

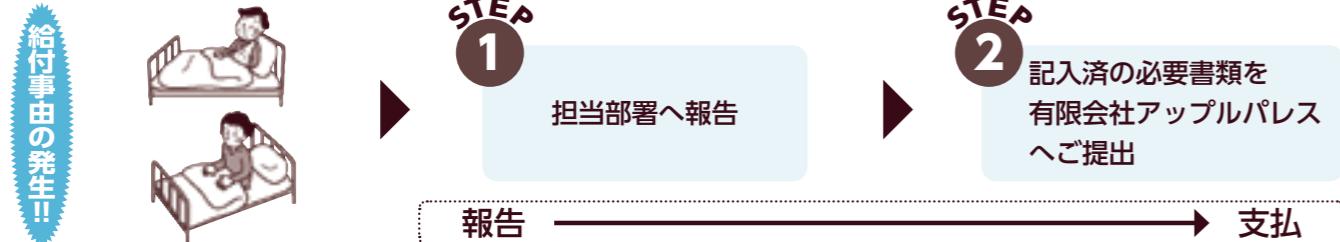
傷害基本型・傷害総合型・医療制度<充実型>・長期療養型

有限会社アップルパレス
明治安田生命保険相互会社

電話番号：0120-723-566
電話番号：019-654-1093

ご請求の流れについて

1 ご請求の流れ

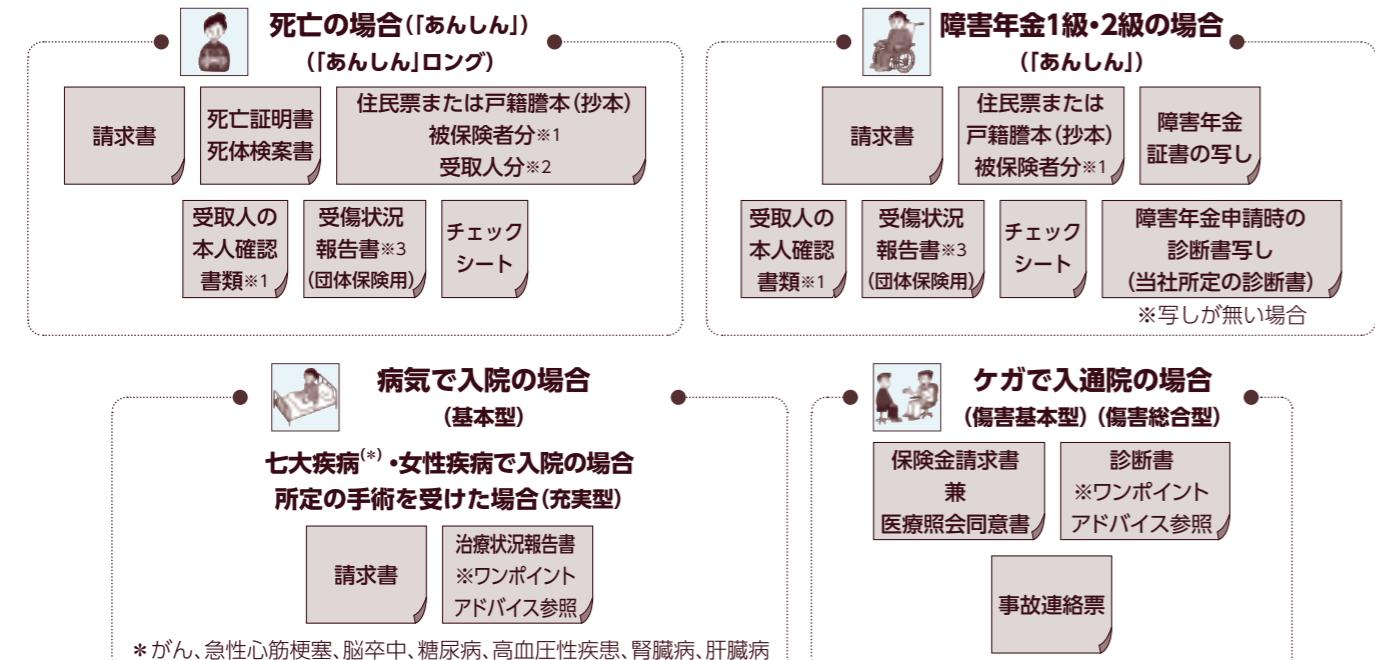


2 必要書類の一例

ポイント

診断書については、原則所定の診断書をご提出ください。

※但し、必要項目が記載されていれば所定外の診断書にて取扱いさせていただきます。



※1 受取人を個人氏名にて指定している場合は省略できます。

※2 請求金額が500万円以下で、受取人を個人氏名にてご指定いただいている場合、省略できます。

※3 死亡保険金、高度障害保険金のご請求でも、受傷状況が不明確な不慮の転落や溺死などの場合には、ご提出いただくことがあります。

※4 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約保険金で指定代理請求の場合は、住民票謄本（世帯員全員の記載があるもの）をご提出ください。住民票謄本により被保険者と指定代理請求者の同居の事実が確認できる場合には戸籍謄本（抄本）は不要です。

※5 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約保険金で指定代理請求の場合は、指定代理請求者の印鑑証明書をご提出ください。

※6 診断書は団体総合就業不能保障保険用のもので、当社所定の用紙です。

携行品損害保険金をご請求の場合（傷害総合型）

- ①保険金請求書（事故状況報告書）
- ②損害品の証明写真
- ③修理見積書または修理の領収書

賠償責任保険金をご請求の場合（傷害総合型）

- ①保険金請求書兼支払指図書
- ②賠償責任事故状況報告書兼事故証明書
- ③示談書
- ④損害賠償金の内訳・念書
- ⑤示談金領収証
- ⑥診断書・後遺障害診断書
- ⑦医療照会同意書
- ⑧治療費明細書
- ⑨損害品の証明写真
- ⑩修理見積書または修理の領収書

キャンセル費用保険金をご請求の場合（傷害総合型）

- ①保険金請求書兼支払指図書
- ②キャンセル費用事故状況報告書
- ③領収書

【注記】

- ・盗難の場合は、②および③は不要です。（ただし、盗難被害届の受理番号が必要です）
- ・対物の場合は、⑥、⑦および⑧は不要です。
- ・対人の場合は、⑨および⑩は不要です。
- ・場合によっては、保証書または購入時の領収書、委任状が必要です。

【注記】

- ・対物の場合は、⑥、⑦および⑧は不要です。
- ・対人の場合は、⑨および⑩は不要です。
- ・場合によっては、死亡診断書、戸籍謄本・除籍謄本、休業損害証明書、所得証明書、住民票（健康保険証写し）、委任状、レンタル（賃貸借）用品契約書が必要です。

【注記】

- ・場合によっては、委任状、除籍謄本、診断書、医療照会同意書、罹災証明、被保険者との関係を証明する書類が必要です。

就業不能についてご請求の場合（長期療養型）

- 請求書
- 診断書
- 就業障害状態説明書
- 就業障害証明書
- 事故連絡票
- 承諾書（同意書）
- 経過報告書
※2回目以降請求の際に必要

ワンポイントアドバイス



以下の項目全てに該当する場合、診断書の代替として治療状況報告書の使用が可能です。

- ①給付金の請求であるとき
- ②給付金種類に応じた客観資料の添付があるとき
- ③退院後のご請求（入院中や転院入院のときはお取扱いできません）
- ④医療機関でのご入院であるとき（整骨院や接骨院は除く）（注）

（注）柔道整復師法に定める施術所（整骨院や接骨院）は医療機関には該当しません

ちょっと耳よりな年末調整のお話

「生命保険料控除」を活用して年末調整に備えましょう！

一般生命 保険料控除 の対象	介護医療 保険料控除 の対象	個人年金 保険料控除 の対象
<ul style="list-style-type: none"> ・「あんしん」(注) ・「あんしん」ロング ・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス) 主契約部分保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あんしん」 障害特約部分保険料 ・基本型 ・充実型 ・治療費支援型 <ul style="list-style-type: none"> ・重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス) 7大疾病保障特約部分保険料 ・がん・上皮内新生物保障特約部分保険料 ・短期療養型 ・長期療養型 	なし

(注)「あんしん」の主契約・こども特約部分のみが対象

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。



ファミリーサポート 「あんしん」退職後継続 制度のご案内

制度の特長

「あんしん」は…

Point-1
死亡・高度障害の場合、
死亡・高度障害保険金を
一時金または年金形式で
お支払いします。

Point-2
ご退職後
保険年齢79歳まで
継続できます。
本人600万円又は400万円、
配偶者200万円の保障です。

Point-3
保険料は4ヶ月ごとの
指定口座からの
引き落としとなります。

(注)
平成26年11月から
6ヶ月ごとより4ヶ月ごと
に変更となりました。

※引き落としが不能の場合は、翌月再度
引き落としになります。
2ヶ月連続で引き落とし不能の場合は、脱退の取り扱いになります。

制度内容

- 死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)の場合、死亡・高度障害・障害保険金を一時金または年金形式でお支払いします。
- 障害状態(障害年金1級、2級)の場合、障害初期給付金をお支払いします。

[加入対象区分:本人・配偶者]

加入対象区分	年金原資		障害状態 (障害年金1級・2級)のとき 【障害初期給付金】	加入対象区分	年金原資	
	死亡・高度障害・障害状態 (障害年金1級)のとき 【死亡・高度障害・障害保険金】	600 万円			死亡・ 高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】	200 万円
本人	600	万円	60	万円	200	万円
	400		40			

- ・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- ・障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- ・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- ・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- ・障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象なりません。

※記載のコースは既加入者専用コースのため新規の加入はできません。

月額保険料

加入対象区分	死亡・ 高度障害・障害保険金 (年金原資)	性別	56歳～60歳	61歳～64歳	65歳	66歳～70歳	71歳	72歳	73歳
本人	600 万円	男性	3,048 円	4,644 円	4,278 円	6,354 円	8,328 円	9,222 円	10,248 円
		女性	1,878	2,514	2,262	3,060	4,062	4,530	5,082
	400	男性	2,032	3,096	2,852	4,236	5,552	6,148	6,832
		女性	1,252	1,676	1,508	2,040	2,708	3,020	3,388

加入対象区分	死亡・ 高度障害・障害保険金 (年金原資)	性別	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
本人	600 万円	男性	11,442 円	12,852 円	14,514 円	16,482 円	18,798 円	21,468 円
		女性	5,682	6,342	7,086	7,950	8,994	10,254
	400	男性	7,628	8,568	9,676	10,988	12,532	14,312
		女性	3,788	4,228	4,724	5,300	5,996	6,836

加入対象区分	死亡・ 高度障害保険金 (年金原資)	性別	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳	72歳	73歳
配偶者	200 万円	男性	910 円	1,426 円	2,118 円	2,776 円	3,074 円	3,416 円
		女性	554	754	1,020	1,354	1,510	1,694
配偶者	200 万円	男性	3,814 円	4,284 円	4,838 円	5,494 円	6,266 円	7,156 円
		女性	1,894	2,114	2,362	2,650	2,998	3,418

保険料の払込

指定口座から、4ヵ月分をまとめて控除いたします。

11月5日・3月5日・7月5日（土日祝日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。

加入対象区分	死亡・ 高度障害・障害保険金 (年金原資)	性別	56歳～60歳	61歳～64歳	65歳	66歳～70歳	71歳	72歳	73歳
本人	600 万円	男性	12,192 円	18,576 円	17,112 円	25,416 円	33,312 円	36,888 円	40,992 円
		女性	7,512	10,056	9,048	12,240	16,248	18,120	20,328
	400 万円	男性	8,128	12,384	11,408	16,944	22,208	24,592	27,328
		女性	5,008	6,704	6,032	8,160	10,832	12,080	13,552

加入対象区分	死亡・ 高度障害・障害保険金 (年金原資)	性別	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
本人	600 万円	男性	45,768 円	51,408 円	58,056 円	65,928 円	75,192 円	85,872 円
		女性	22,728	25,368	28,344	31,800	35,976	41,016
	400 万円	男性	30,512	34,272	38,704	43,952	50,128	57,248
		女性	15,152	16,912	18,896	21,200	23,984	27,344

加入対象区分	死亡・ 高度障害保険金 (年金原資)	性別	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳	72歳	73歳
配偶者	200 万円	男性	3,640 円	5,704 円	8,472 円	11,104 円	12,296 円	13,664 円

加入対象区分	死亡・ 高度障害保険金 (年金原資)	性別	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
配偶者	200 万円	男性	15,256 円	17,136 円	19,352 円	21,976 円	25,064 円	28,624 円

*年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和7年11月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

56～60歳 昭和40年5月2日生～昭和45年5月1日生まで

61～64歳 昭和36年5月2日生～昭和40年5月1日生まで

65歳 昭和35年5月2日生～昭和36年5月1日生まで

66～70歳 昭和30年5月2日生～昭和35年5月1日生まで

71歳 昭和29年5月2日生～昭和30年5月1日生まで

*左記表以外の月額保険料

加入対象区分	死亡・ 高度障害・障害保険金 (年金原資)	性別	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳
本人	600 万円	男性	912 円	1,314 円	2,004 円
		女性	708	1,002	1,410
	400 万円	男性	608	876	1,336
		女性	472	668	940

加入対象区分	死亡・ 高度障害保険金 (年金原資)	性別	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳
配偶者	200 万円	男性	264 円	388 円	596 円

*記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
*記載のない年齢の方の保険料は引受会社までお問い合わせください。

41～45歳 昭和55年5月2日生～昭和60年5月1日生まで
46～50歳 昭和50年5月2日生～昭和55年5月1日生まで

51～55歳 昭和45年5月2日生～昭和50年5月1日生まで



個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用注し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き継ぎ契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社: <https://www.meijiyasuda.co.jp/>、明治安田損害保険株式会社: <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

－死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【重病克服型(健康サポート・キャッシュバックプラス)】

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集のサポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診 P.23 情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

有限会社 アップルパレス

0120-723-566

〒030-0802 青森県青森市本町5丁目1-5

受付期間 平日 (土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで

明治安田生命保険相互会社 北海道・東北公法人部北東北法人営業部

019-654-1093

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-1-21 共益商事ビル4階

受付期間 平日 (土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで